

第2次周南市男女共同参画基本計画

すまいるプラン周南

～後期～

～みんなが“笑顔”になれる～
男女共同参画社会の実現を目指して



令和2(2020)年3月

周南市

はじめに

男女共同参画社会とは、「自分らしさ」が大切にされ、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画することができ、その個性と能力を発揮し、喜びや責任を分かちあうことができる社会です。

本市では、「周南市男女共同参画推進条例」に基づき、「周南市男女共同参画基本計画 すまいるプラン周南」を策定し、改定を重ねながら、男女共同参画の取組を総合的に推進してまいりました。

しかしながら、依然として男女の地位の不平等感や固定的な性別役割分担意識は残っており、意思決定の場への女性の参画、男女間における暴力の根絶、仕事と家庭生活の両立などの解決すべき課題が存在し、少子高齢化の進行、労働者人口の減少、人々の価値観・ライフスタイルの多様化など社会情勢も変化しております。

また、女性が自らの意思により職業生活においてその個性と能力を十分に発揮して活躍することを推進し、男女の人権の尊重、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力のある社会の実現を目指す「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、男女共同参画社会の実現に向けた環境整備が大きく進みました。

このような状況を踏まえ、本市では、「第2次周南市男女共同参画基本計画 すまいるプラン周南 ～後期～」を策定し、一部を女性活躍推進法に基づく「周南市女性活躍推進計画」として位置づけることとしました。

本計画に基づき、市民や事業者の皆様との連携により、一人ひとりがいきいきと輝くことで、まち全体が輝きや活気に満ち、「みんなが“笑顔”になれる男女共同参画社会の実現」を目指してまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました周南市男女共同参画審議会委員の皆さまをはじめ、市民アンケート調査にご協力をいただきました市民の皆さま、貴重なご意見をお寄せいただきました方々に心からお礼申し上げます。



令和2（2020）年3月

周南市長 藤井 律子

第2次周南市男女共同参画基本計画

すまいるプラン周南

～後期～

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の性格	3
第4節 計画の期間	3
第5節 男女共同参画に関わる動向	4
第2章 男女共同参画の現状と課題	8
第1節 男女共同参画にかかる現状	9
第2節 男女共同参画における主な課題	23
第3章 計画の基本的な考え方	24
第1節 基本理念	25
第2節 基本目標	26
第3節 施策の体系 ◆体系図	27
第4章 施策の方向と具体的事業	28
基本目標1 男女がともに活躍できる地域社会づくり	29
基本目標2 男女共同参画社会づくりに向けた意識づくり・人づくり	45
基本目標3 男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり	54
第5章 計画の推進	64
第1節 計画の推進体制の整備	65
第2節 関係機関との連携	65
第3節 定期的な計画の評価	65
◆計画の推進体制	66
◆計画の目標指標及び目標指数一覧	67
資料編	68
《周南市男女共同参画推進条例》	69
《用語解説》	72

(注) 文中の※印を付した用語は、《用語解説》の対象としています。

第1章

計画の策定にあたって

- ・計画策定の趣旨
- ・計画の位置づけ
- ・計画の性格
- ・計画の期間
- ・男女共同参画に関わる動向

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市では、平成 16（2004）年4月に「周南市男女共同参画推進条例」を制定し、平成 17（2005）年3月に「周南市男女共同参画基本計画 すまいるプラン周南」、平成 27（2015）年3月に「第2次周南市男女共同参画基本計画 すまいるプラン周南」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指してさまざまな施策を推進してきました。

しかし、少子高齢化や人口減少社会の進行、人々の生活スタイルや価値観の多様化など、社会や環境が変化しているにも関わらず、依然として固定的な性別役割分担意識^{*}は根強く残り、あらゆる分野での意思決定の場への女性の参画が進んでいるとはいえない状況にあります。

国においては、平成 27（2015）年に「第4次男女共同参画基本計画」が策定、県においては、平成 28（2016）年に「第4次山口県男女共同参画基本計画」が策定され、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が平成 27（2015）年に制定され、基盤の整備が進められています。

こうした流れを踏まえ、男女共同参画を取り巻く社会情勢やさまざまな課題に対応するとともに、本市がこれまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるための指針として、「第2次周南市男女共同参画基本計画 すまいるプラン周南 ～後期～」（以下「本計画」という。）を策定しました。

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「自分らしさ」が大切にされ、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、喜びや責任を分かちあうことができる社会です。

一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず自らの個性と能力を発揮しながら、いきいきと充実した生活を送ることができる社会の実現には、いろいろな立場から、暮らしの中で男女共同参画がどのように関わってくるのかを考えていくことが必要です。

男女共同参画社会基本法



第2条 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

第2節 計画の位置づけ

- ◆本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく「市町村男女共同参画計画」及び「周南市男女共同参画推進条例」に定める「基本計画」であり、国や県の基本計画を踏まえ、「周南市まちづくり総合計画」その他の関連計画との整合性を図り、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画です。
- ◆本計画の一部を「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」と位置づけます。(以下「周南市女性活躍推進計画」という。)
- ◆本計画の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV*防止法)」に基づく「市町村基本計画」と位置づけます。(以下「周南市 DV 防止基本計画」という。)

第3節 計画の性格

- ◆本計画は、本市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、本市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明らかにしたものです。
- ◆本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画基本計画」とします。

第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度の改正などにより、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
第2次周南市男女共同参画基本計画 (すまいるプラン周南) ~前期~				第2次周南市男女共同参画基本計画 (すまいるプラン周南) ~後期~					
第2次周南市まちづくり総合計画									
前期基本計画					後期基本計画				

第5節 男女共同参画に関わる動向

平成 27（2015）年3月の第2次周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン周南）策定後の国・県・市における男女共同参画に関する取組は、次のとおり推進されてきました。

（1）国の動き

◆「女性活躍推進法」の制定

平成 27（2015）年9月に、我が国における急速な少子高齢化の進行、国民のニーズの多様化等を踏まえ、自らの意思で職業生活を営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して活躍することで、豊かで活力ある社会を実現することを目的とした「女性活躍推進法」が施行されました。

この法律では、国、地方公共団体、事業主の責務を明らかにし、集中的・計画的に取り組んでいくこととしていますが、特に事業主に対しては「一般事業主行動計画」の策定・実施によるポジティブ・アクション（積極的改善措置）※の推進、仕事と家庭生活の両立支援等、女性の活躍推進に関する取組が求められています。

◆国の「第4次男女共同参画基本計画」の策定

平成 27（2015）年12月に男女共同参画社会基本法に基づく、国の「第3次男女共同参画基本計画」を改定した「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

第3次計画からの主な変更点は、男女共同参画社会として目指すべき方向性を3つの政策領域に体系化し、「男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍」を計画全体にわたる後段的視点に位置づけたところです。

◆「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定

平成 30（2018）年5月に、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とした「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

この法律では、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国、地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女それぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

(2) 県の動き

◆「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」の策定

平成 27（2015）年3月に、新たな県政運営指針として、政策の基本的な方向をまとめた総合計画であり、かつ、その基本方向に沿って取り組むべき具体的な施策を掲げた実行計画として「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」が策定されました。

その中で、「女性が輝く地域社会の実現」が掲げられ、仕事と子育て等の両立支援、女性の再チャレンジ支援、地域における女性の活躍の促進などに取り組むこととされています。

◆「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

平成 27（2015）年 10 月に、「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」のうち、産業、地域、人材の活力の創出に資する施策を重点化し、人口減少の克服に向けた実効性のある地方創出の取組を推進するための実践的な計画として「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

その中で、「女性のやまぐちへの定着、活躍の促進」が掲げられ、地域や職場における女性の活躍を促進することとされています。

◆「第4次山口県配偶者暴力等対策基本計画」の策定

平成 28（2016）年3月に、「DV防止法」に基づく「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次改定版）（平成25（2013）年3月策定）」が改定され、「第4次山口県配偶者暴力等対策基本計画」が策定されました。

◆「第4次山口県男女共同参画基本計画」の策定

平成 28（2016）年3月に、「男女共同参画社会基本法」に基づく「山口県男女共同参画基本計画（第2次改定版）（平成23（2011）年3月策定）」を改定した「第4次山口県男女共同参画基本計画」が策定されました。

◆「やまぐち維新プラン」の策定

平成 30（2018）年 10 月に、「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」の成果を踏まえつつ、人口減少や財政状況などの課題に対応するため、新たな県の総合計画として「やまぐち維新プラン」が策定されました。

その重点施策の中に、「M字カーブ^{*}の改称に向けた女性就業支援の強化」「女性が輝く地域社会の実現」が掲げられ、女性活躍推進等に取り組むこととされています。

(3) 市の動き

- ◆ 「第2次周南市まちづくり総合計画（しゅうなん共創共生プラン）」の策定
平成 27（2015）年3月に、本市の自主的かつ総合的なまちづくりを計画的に推進するため、平成 27（2015）年度から 10 年間の計画期間とする「第2次周南市まちづくり総合計画」を策定しました。
将来の都市像として、「人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南」の実現に向け、その方向性のひとつに「無限の市民力を発揮できるまちづくり」を掲げ、「人権尊重社会の実現」を図るため、男女共同参画社会の推進に取り組むこととしています。
- ◆ 「第2次周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン周南）」の策定
平成 27（2015）年3月に、「周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン周南）（平成 17（2005）年3月策定）」の計画期間満了に伴い、社会情勢の変化などを踏まえて、平成 27（2015）年度から 10 年間の計画期間とする「第2次周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン周南）」を策定しました。
- ◆ 「周南市DV防止基本計画」の策定
平成 27（2015）年3月に、「DV防止法」に基づく「周南市DV防止基本計画」を策定しました。
- ◆ 「周南市子ども・子育て支援事業計画」の策定
平成 27（2015）年3月に、本市の子育て支援を総合的・計画的に推進していくため、平成 27（2015）年度から5年間の計画期間とする「周南市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。
- ◆ 「子育て応援プランー周南市特定事業主行動計画ー」の策定
平成 27（2015）年4月に、本市職員のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）^{*}の推進と地域の子育て環境を支援するため、次世代育成支援対策推進法に基づく平成 27（2015）年度から5年間の計画期間とする「子育て応援プランー周南市特定事業主行動計画ー」を策定しました。
- ◆ 「周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定
「第2次周南市まちづくり総合計画（しゅうなん共創共生プラン）」に掲げた主要プロジェクトや推進施策から、人口減少問題を克服し、若い世代を中心とした市民が安心して暮らせる持続可能なまちづくりを進め、本市における「まち」「ひと」「しごと」の好循環を確立するため、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望及び平成 27(2015)年度から5年間の目標や具体的な施策をまとめた「周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

- ◆ 「周南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の策定
平成 28（2016）年 4 月に、「女性活躍推進法」に基づく本市の女性職員の活躍を組織全体で推進し、女性職員がいきいきと活躍できる職場づくりを推進するため、平成 28（2016）年度から 5 年間を計画期間とする「周南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定しました。

- ◆ 「女性相談員」の配置
平成 29（2017）年 4 月に、配偶者等の暴力や、男女間のさまざまな相談に対応し、支援機関につなげたり、関係機関と連携して支援するため、専門的な研修を受けた女性相談員を配置しました。

- ◆ 「しゅうなんイクボス同盟」の結成
平成 28（2016）年 12 月に、子育てや介護など、さまざまな家庭事情を持ちながら働く人のワーク・ライフ・バランスを理解し、働きやすい職場環境を整える上司を指す「イクボス※」の精神に賛同し、各事業所内でワーク・ライフ・バランスを推進する市内企業、団体、事業所、公的機関、学校が「しゅうなんイクボス同盟」を結成し、加入事業所が合同で「イクボス宣言」をしました。

- ◆ 「男女共同参画に関する市民アンケート」の実施
平成 30（2018）年 9 月に、男女平等や家庭、地域等に関する市民の意識や配偶者等からの暴力の実態を把握することを目的として、18 歳以上の市民から無作為抽出した 3,000 人を対象に「男女共同参画に関する市民アンケート」「男女間における暴力に関する市民アンケート」を実施しました。

第2章

男女共同参画の現状と課題

- ・男女共同参画にかかる現状
- ・男女共同参画における主な課題

第2章 男女共同参画の現状と課題

第1節 男女共同参画にかかる現状

(1) 人口の状況

住民基本台帳によると、総人口は減少傾向で推移しており、平成31(2019)年3月末時点では143,113人となっています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)は減少傾向、高齢者人口(65歳以上)は増加しており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移

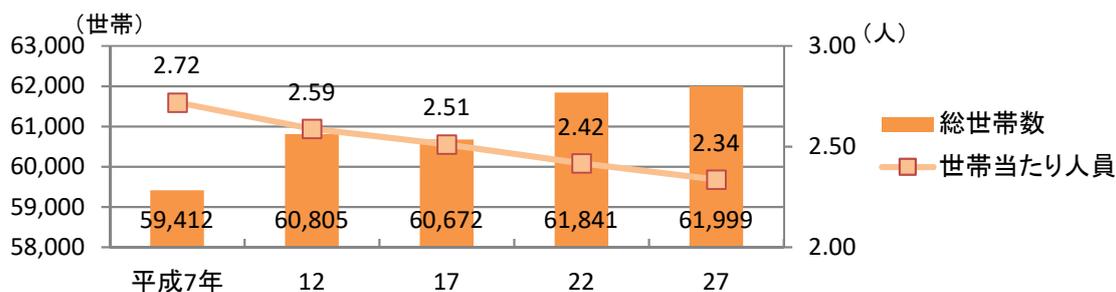


資料:住民基本台帳(各年3月末)

(2) 世帯の状況

国勢調査によると、総世帯数は増加しており、平成27(2015)年では61,999世帯と なっていますが、世帯あたり人員は減少しています。

■総世帯数及び世帯あたり人員の推移

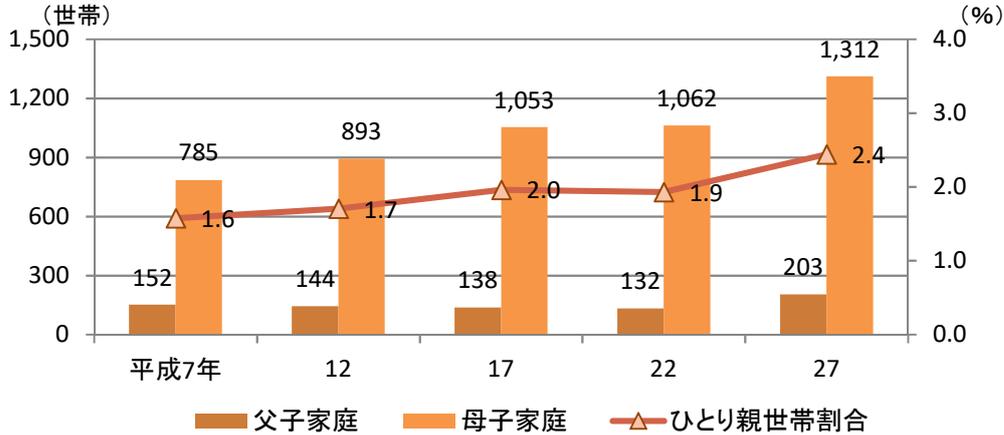


資料:国勢調査(各年10月1日)

(3) ひとり親世帯の状況

国勢調査によると、ひとり親世帯については増加傾向にあり、父子家庭が特に大幅に増加しています。総世帯数に占める割合も平成 27（2015）年では 2.4%となっています。

■ひとり親世帯の推移

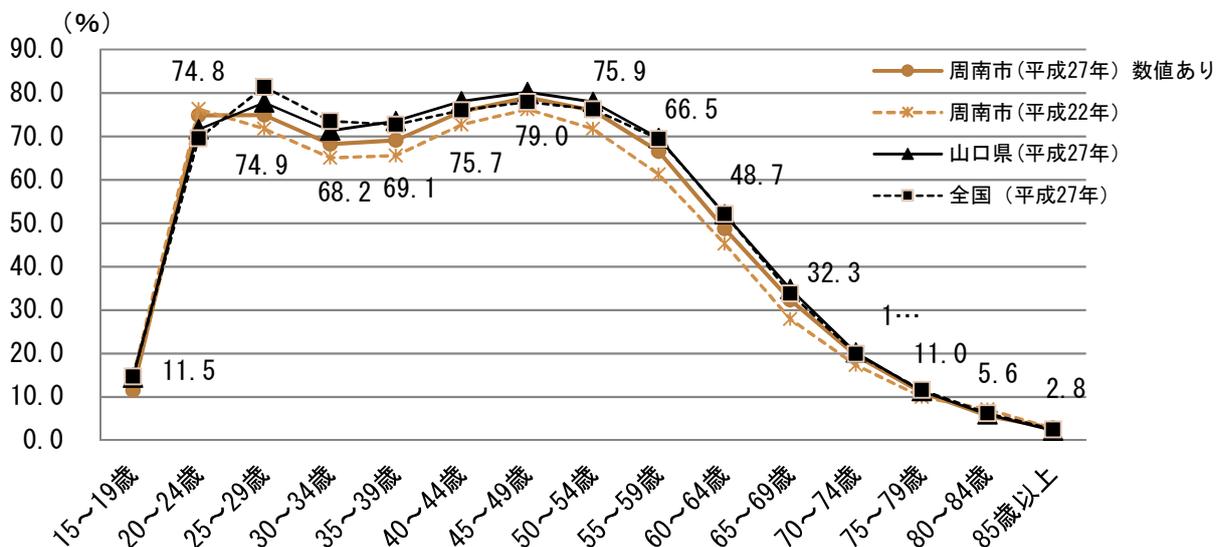


資料:国勢調査(各年10月1日)

(4) 女性の就業の状況

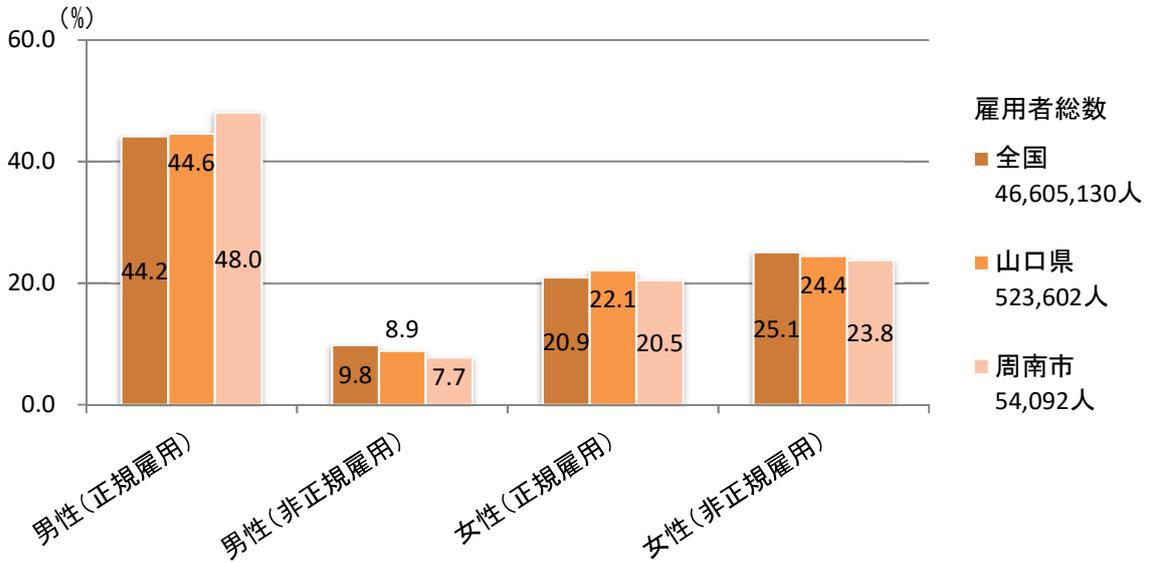
国勢調査によると、女性の労働力率*は平成 22（2010）年よりは増加していますが、山口県及び全国よりも低い傾向にあり、特に25歳から39歳にかけて差が大きくなっています。また、30歳代前半で割合が減少し、再び増加するM字カーブを描いており、結婚や出産、子育てを機に多くの女性が就業の場から離れ、子育て等が一段落した段階で再び就業している状況がうかがえます。雇用形態では、女性は非正規雇用が過半数を超える状況となっています。

■5歳階級別の女性の労働力率(周南市・山口県・全国)



資料:国勢調査(各年10月1日)

■男女別・雇用形態別(正規・非正規)雇用者数の割合



資料:国勢調査(平成27年)

(5) 市民の男女共同参画における意識

【男女共同参画に関する市民アンケート調査】

調査対象者：市内在住の18歳以上の男女3,000人

調査方法：郵送調査・無記名方式

調査期間 平成30(2018)年9月18日(火)から10月12日(金)まで

有効回収数：1,306件

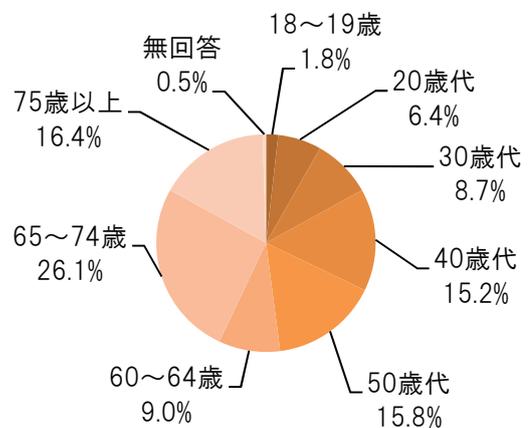
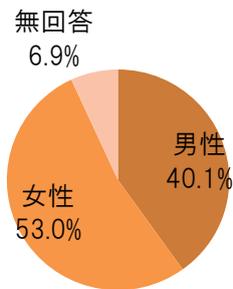
回収率：43.5%

回答者の性別：男性 524人(40.1%)

女性 692人(53.0%)

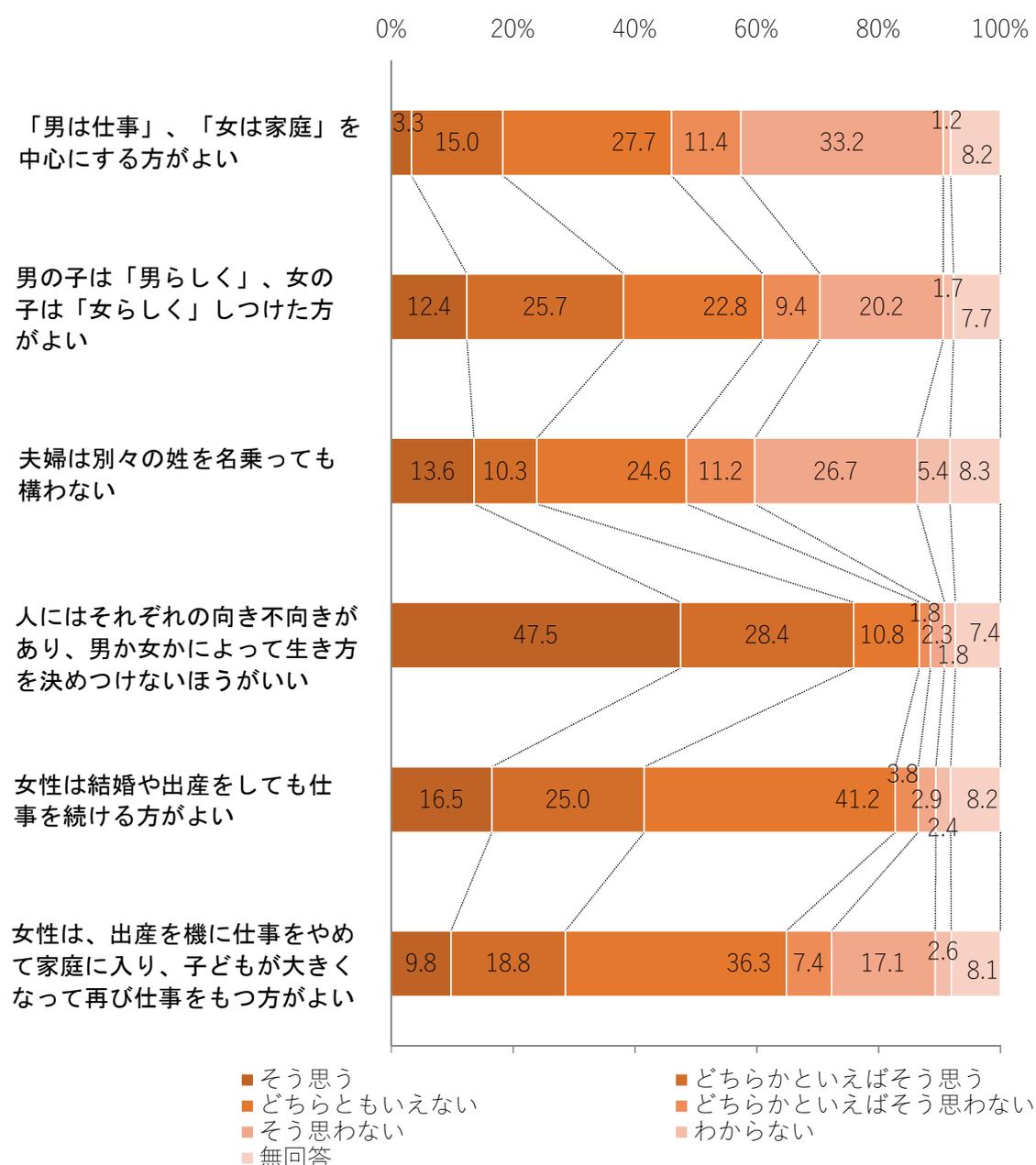
無回答 90人(6.9%)

回答者の年齢



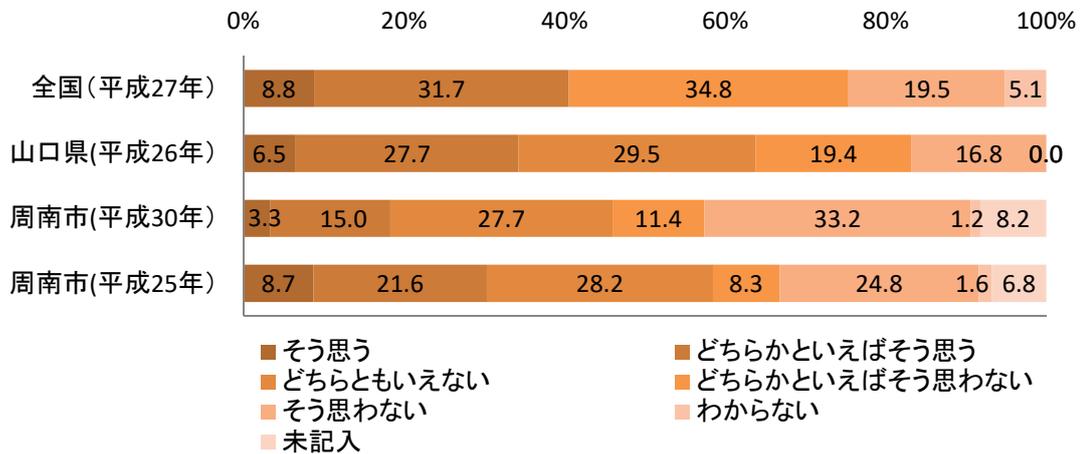
■男女の生き方や家庭生活などについての意識

男女の生き方や家庭生活などについて、『「男は仕事」「女は家庭」を中心にする方がよい』に「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が44.6%で、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の18.3%を大きく上回り、「女性は結婚や出産をしても仕事を続ける方がよい」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が41.5%で、「女性は、出産を機に仕事をやめて家庭に入り、子どもが大きくなって再び仕事をもつ方がよい」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の28.6%を上回っています。また、「人にはそれぞれの向き不向きがあり、男か女かによって生き方を決めつけないほうがいい」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が75.9%ですが、男の子は「男の子らしく」、女の子は「女の子らしく」しつけた方がよいに「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が38.1%となっています。



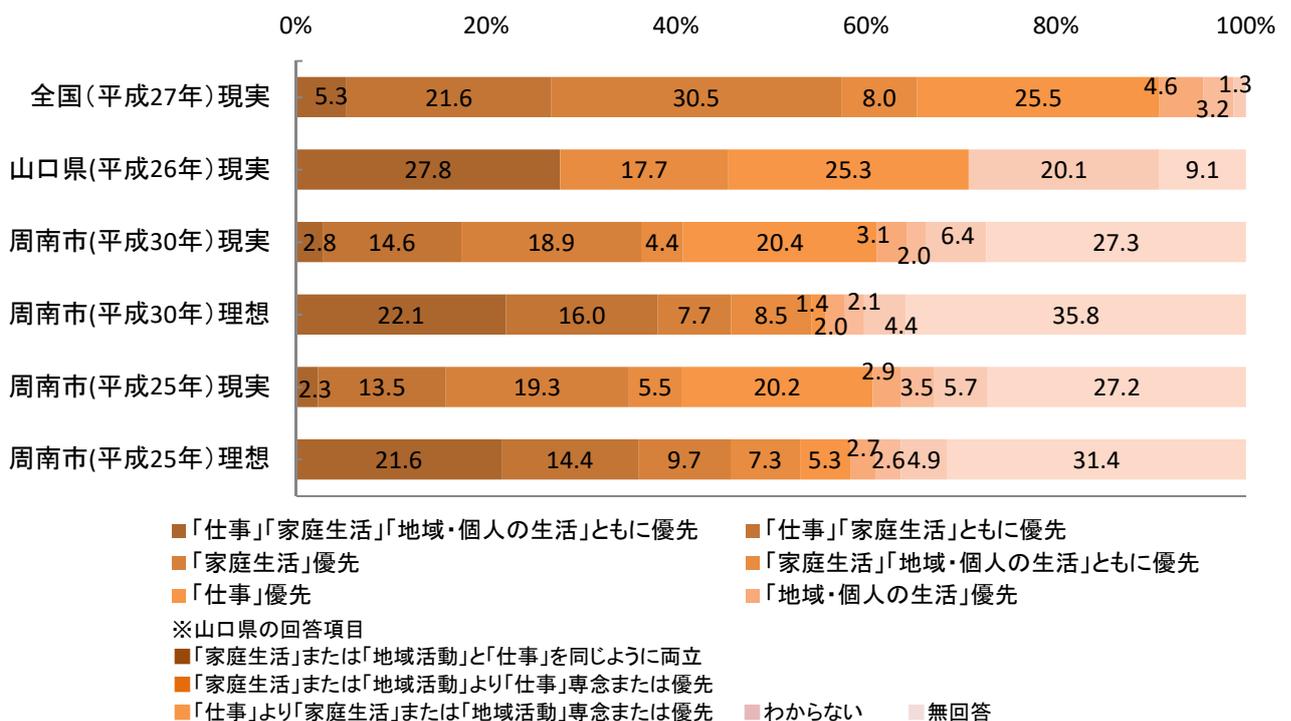
■「男は仕事」「女は家庭」という考え方について

男女の生き方や家庭生活などについて、『「男は仕事」「女は家庭」を中心にする方がよい』に「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が、周南市では 44.6%で、前回の調査(平成25(2013)年)の 33.1%を上回っていますが、全国では 54.3%、山口県では 48.9%となっています。



■生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合い等)の優先度について(理想と現実)

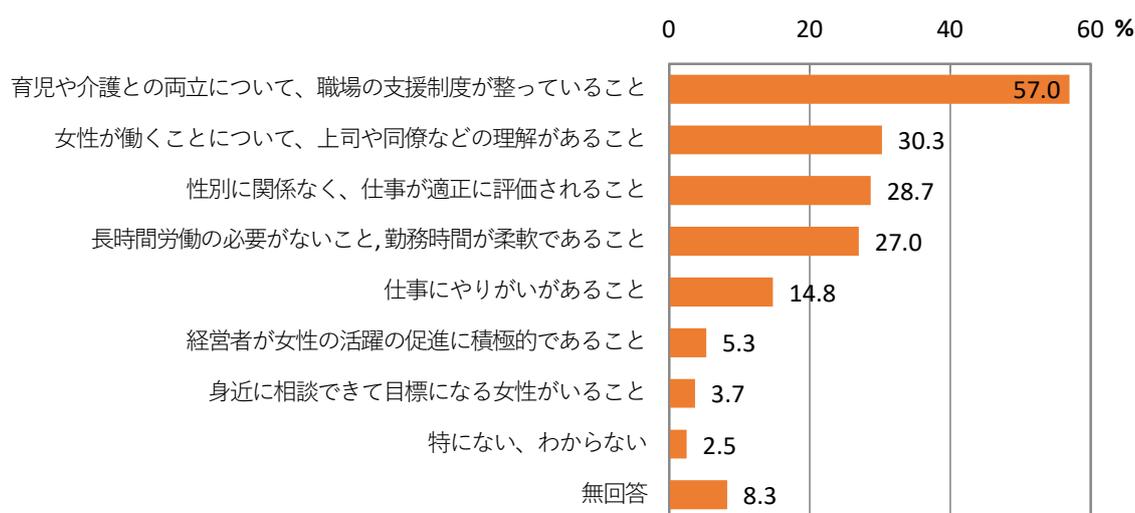
生活の中での優先度は、理想として「仕事」と「家庭生活」、「地域・個人の生活」と「仕事」「家庭生活」をともに優先したい人が 38.1%で、現実に優先している人の 17.4%をはるかに上回っています。



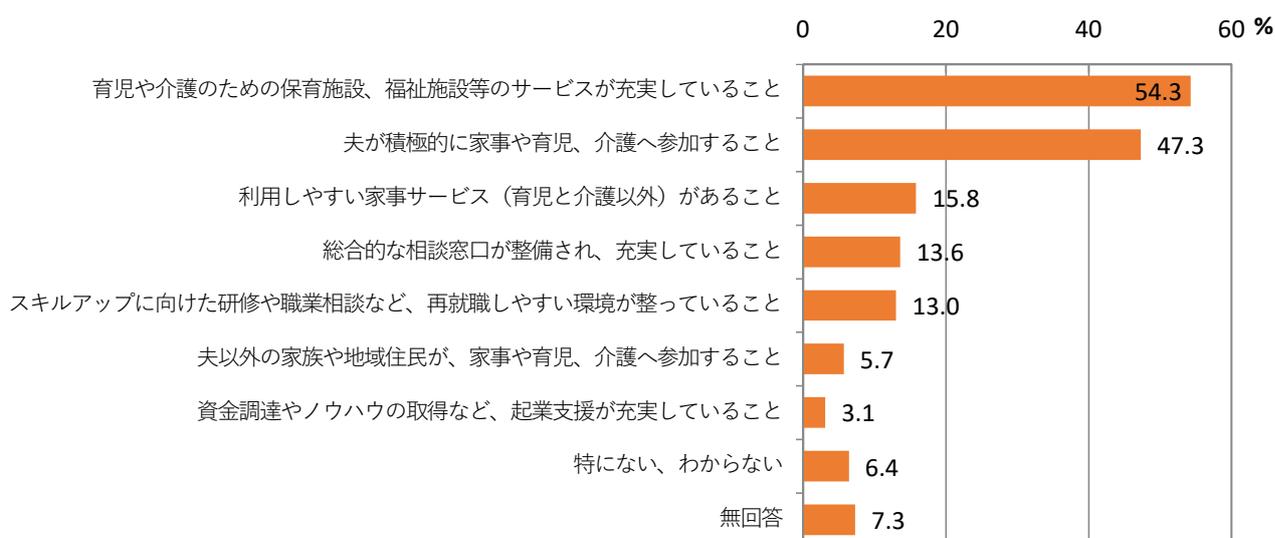
■女性が社会の中で活躍するために必要なこと

女性が社会の中で活躍するために必要なことは、仕事や職場では、「育児や介護との両立について、職場の支援制度が整っていること」が57.0%と最も高く、家庭や地域社会では、「育児や介護のための保育施設、福祉施設等のサービスが充実していること」が54.3%と最も多く、次いで「夫が積極的に家事や育児、介護へ参加すること」が47.3%となっています。

(1) 仕事や職場において



(2) 家庭や地域社会において

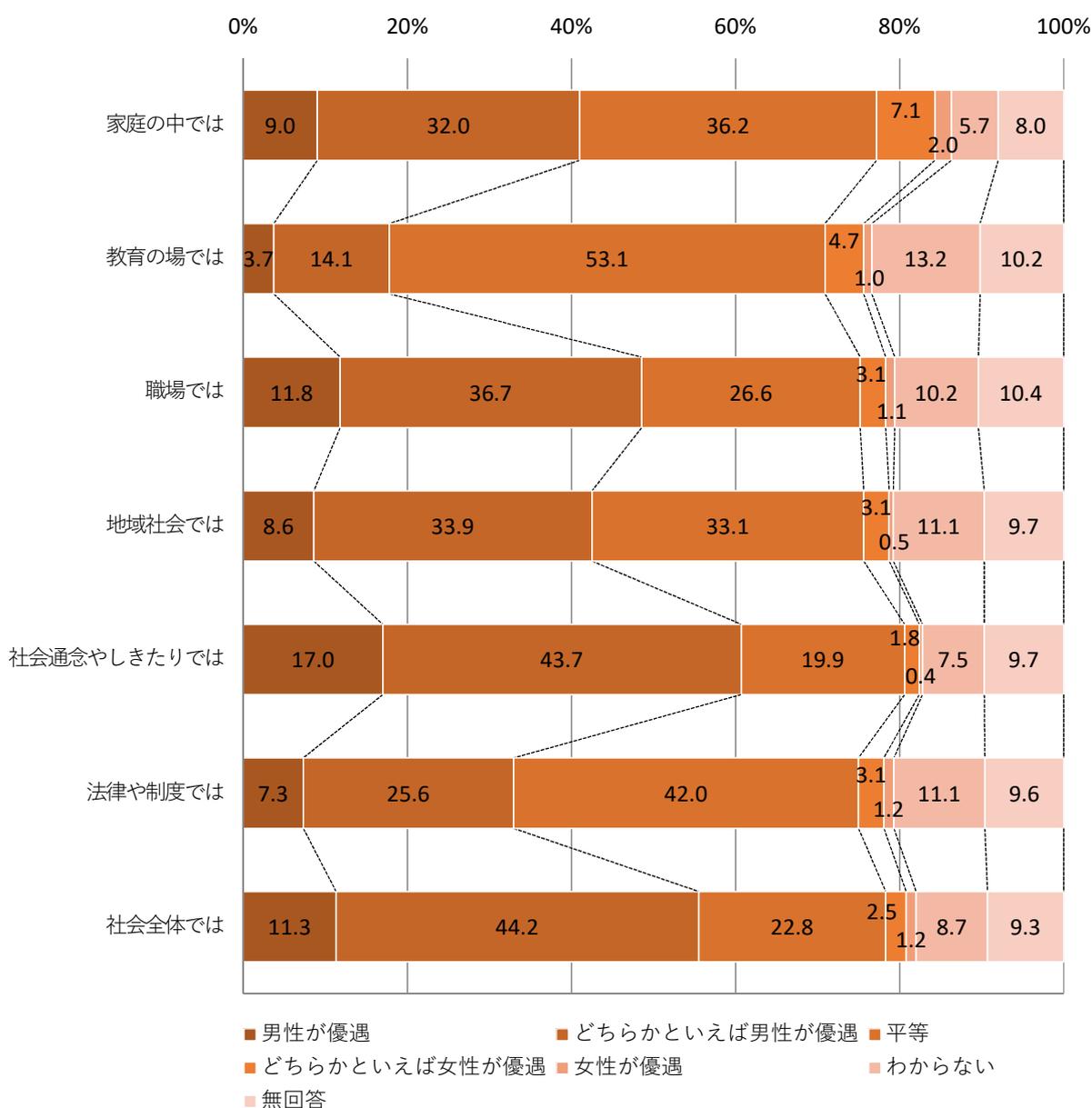


■男女の地位の平等の実現

社会のあらゆる分野での男女の地位の平等の実現について、家庭の中では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせて41.0%となっており、家庭の中で男性が優遇されている人が多いことがうかがえます。

「平等だと思う」割合は、教育の場では53.1%と過半数を超えており、次いで法律や制度では42.0%となっております。

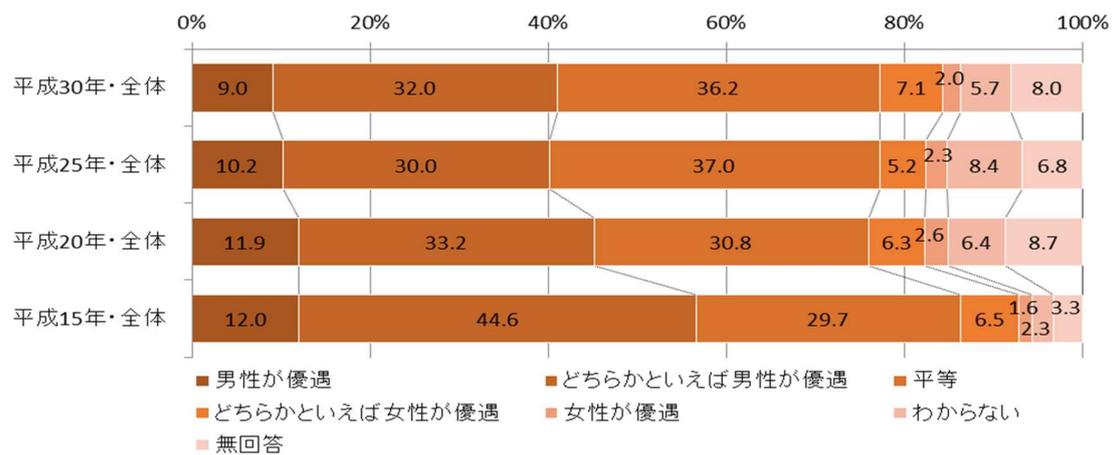
職場では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせて48.5%となっており、「女性が優遇」「どちらかといえば女性が優遇」と感じている人よりはるかに高く、不平等感を感じている人が多いことがうかがえます。



《家庭の中では》

「男性が優遇」(9.0%)「どちらかといえば男性が優遇」(32.0%)を合わせた割合が41.0%で、「どちらかといえば女性が優遇」(7.1%)「女性が優遇」(2.0%)を合わせた割合の9.1%を31.9ポイント上回っています。

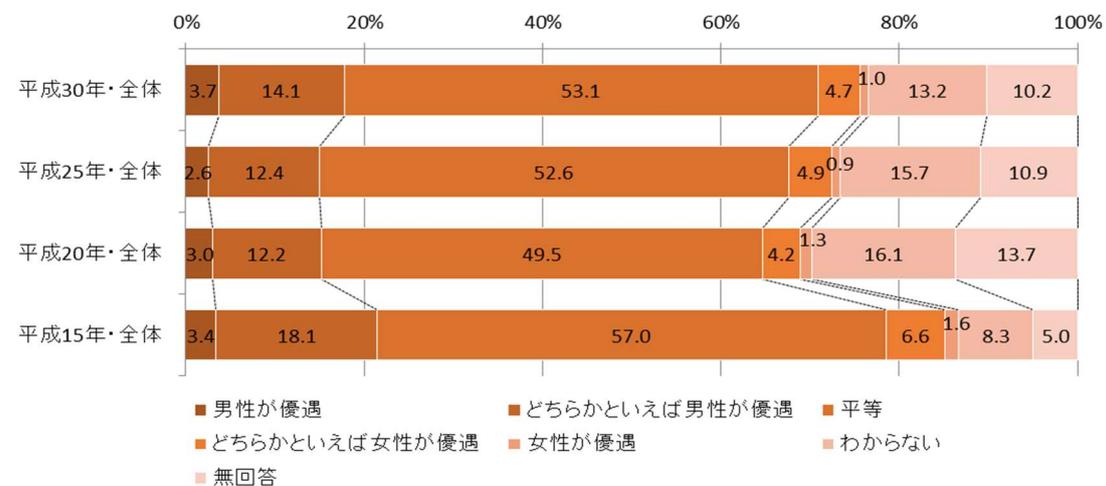
前回との比較では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせた割合の40.2%から0.8ポイント上回っています。



《教育の場では》

「男性が優遇」(3.7%)「どちらかといえば男性が優遇」(14.1%)を合わせた割合が17.8%で、「どちらかといえば女性が優遇」(4.7%)「女性が優遇」(1.0%)を合わせた割合の5.7%を12.1ポイント上回っています。

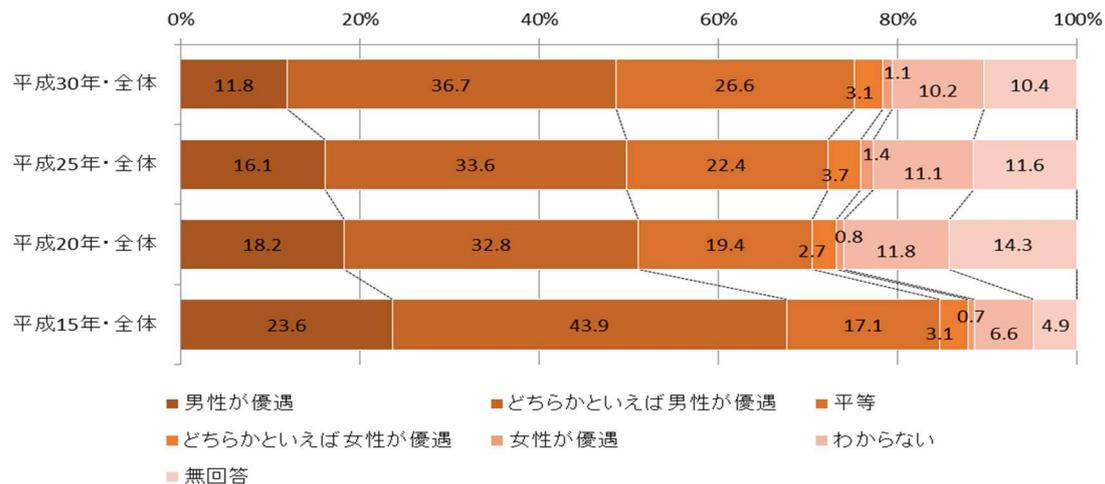
前回との比較では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせた割合の15.0%から2.8ポイント上回っています。



《職場では》

「男性が優遇」(11.8%)「どちらかといえば男性が優遇」(36.7%)を合わせた割合が48.5%で、「どちらかといえば女性が優遇」(3.1%)「女性が優遇」(1.1%)を合わせた割合の4.2%を44.3ポイント上回っています。

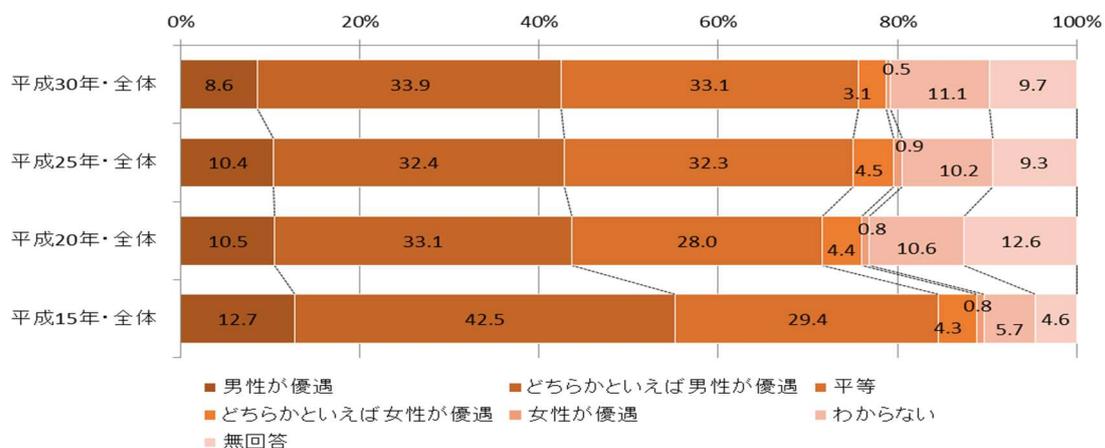
前回との比較では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせた割合の49.7%から1.2ポイント下がっています。



《地域社会では》

「男性が優遇」(8.6%)「どちらかといえば男性が優遇」(33.9%)を合わせた割合が42.5%で、「どちらかといえば女性が優遇」(3.1%)「女性が優遇」(0.5%)を合わせた割合の3.6%を38.9ポイント上回っています。

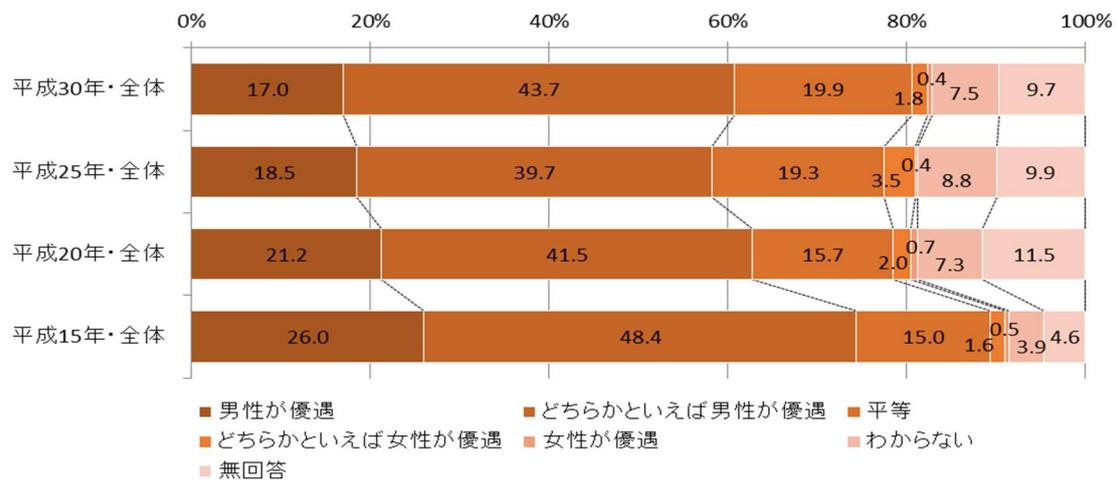
前回との比較では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせた割合の42.8%から0.3ポイント下がっています。



《社会通念やしきたりでは》

「男性が優遇」(17.0%)「どちらかといえば男性が優遇」(43.7%)を合わせた割合が60.7%で、「どちらかといえば女性が優遇」(1.8%)「女性が優遇」(0.4%)を合わせた割合の2.2%を58.5ポイント上回っています。

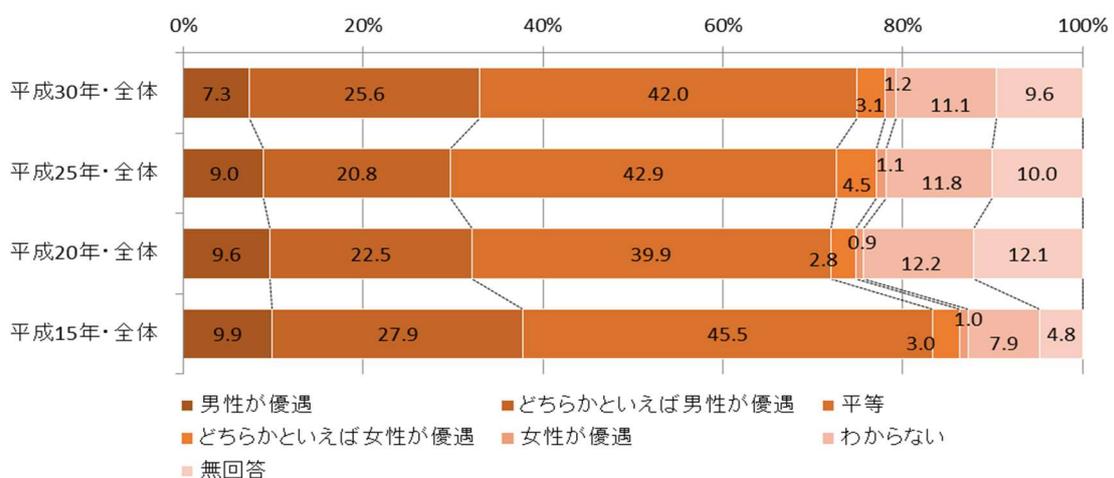
前回との比較では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせた割合の58.2%から2.5ポイント上回っています。



《法律や制度では》

「男性が優遇」(7.3%)「どちらかといえば男性が優遇」(25.6%)を合わせた割合が32.9%で、「どちらかといえば女性が優遇」(3.1%)「女性が優遇」(1.2%)を合わせた割合の4.3%を28.6ポイント上回っています。

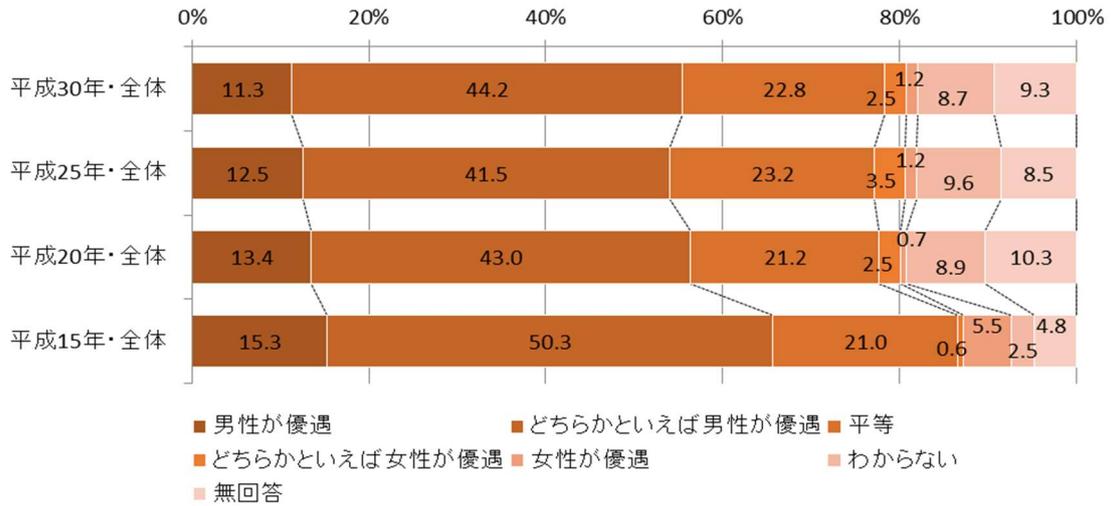
前回との比較では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせた割合の29.8%から3.1ポイント上回っています。



《社会全体では》

「男性が優遇」(11.3%)「どちらかといえば男性が優遇」(44.2%)を合わせた割合が55.5%で、「どちらかといえば女性が優遇」(2.5%)「女性が優遇」(1.2%)を合わせた割合の3.7%を51.8ポイント上回っています。

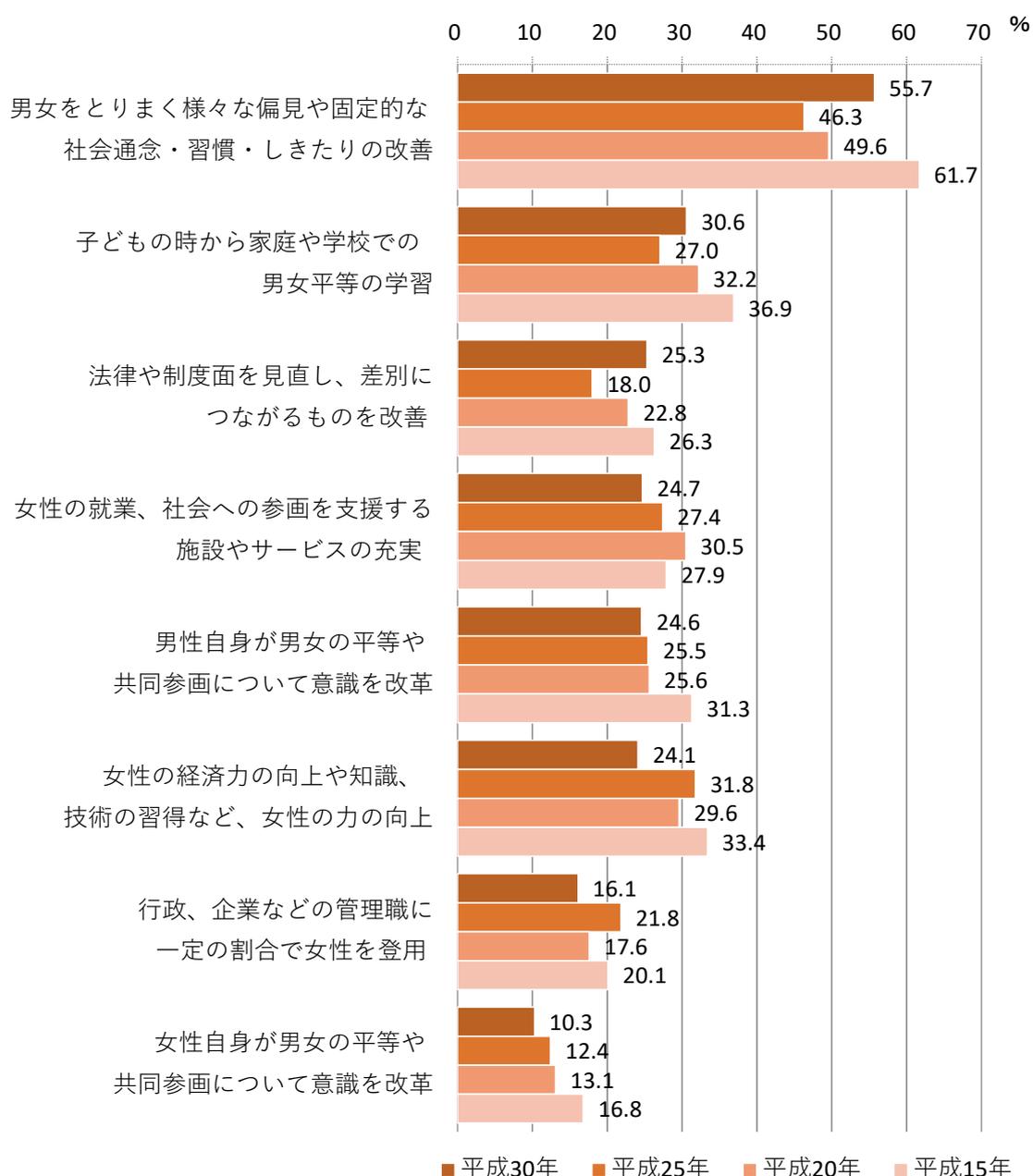
前回との比較では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせた割合の54.0%から1.5ポイント上回っています。



■男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要なこと

男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要なことについて、「男女をとりまく様々な偏見や固定的な社会的通念・慣習・しきたりの改善」を選択した人が55.7%と最も多く、次いで「子どもの時から家庭や学校での男女平等の学習」が30.6%となっています。

「法律や制度面を見直し、差別につながるものを改善」「女性の就業、社会への参画を支援する施設やサービスの充実」「男性自身が男女の平等や共同参画について意識を改革」「女性の経済力の向上や知識、技術の習得など、女性の力の向上」はほぼ同じ割合となっています。

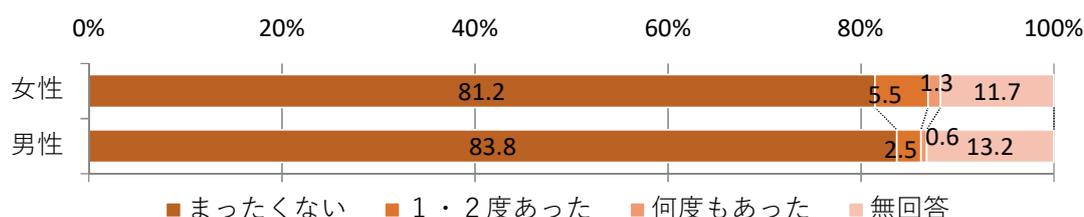
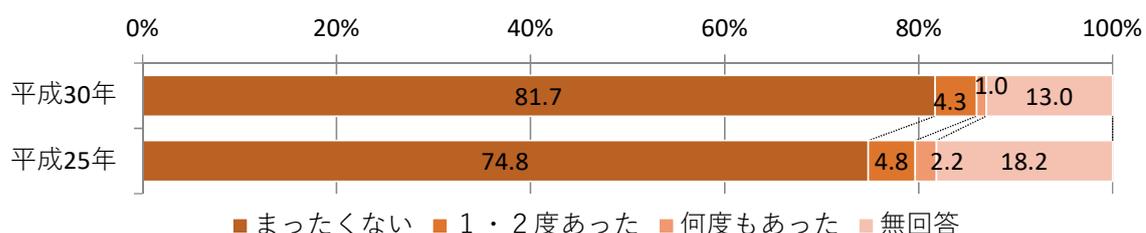


■過去5年以内に、配偶者・交際相手から受けたDV被害に関する調査

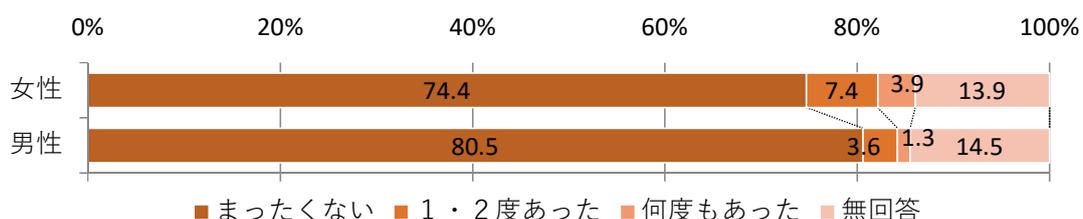
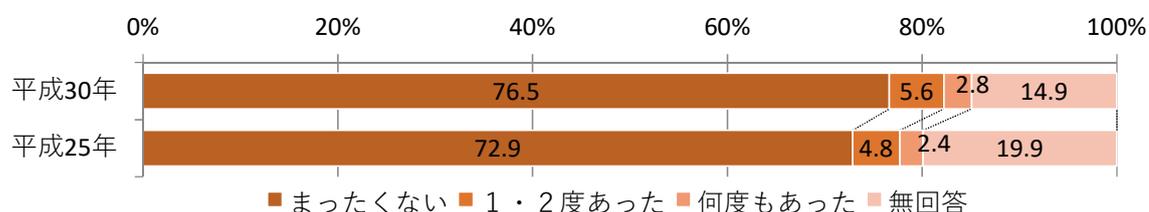
過去5年以内に身体に対する暴行を受けた人の割合は、「まったくない」が81.7%、「1～2度あった」は4.3%、「何度もあった」は1.0%となっています。暴言や精神的な嫌がらせ、脅迫を受けた人の割合は、「まったくない」が76.5%、「1～2度あった」は5.6%、「何度もあった」は2.8%となっています。

その際に相談した人は、「親族」を選択した人が61.8%と最も多く、次いで「友人・知人」が52.9%、「警察」が20.6%となっています。

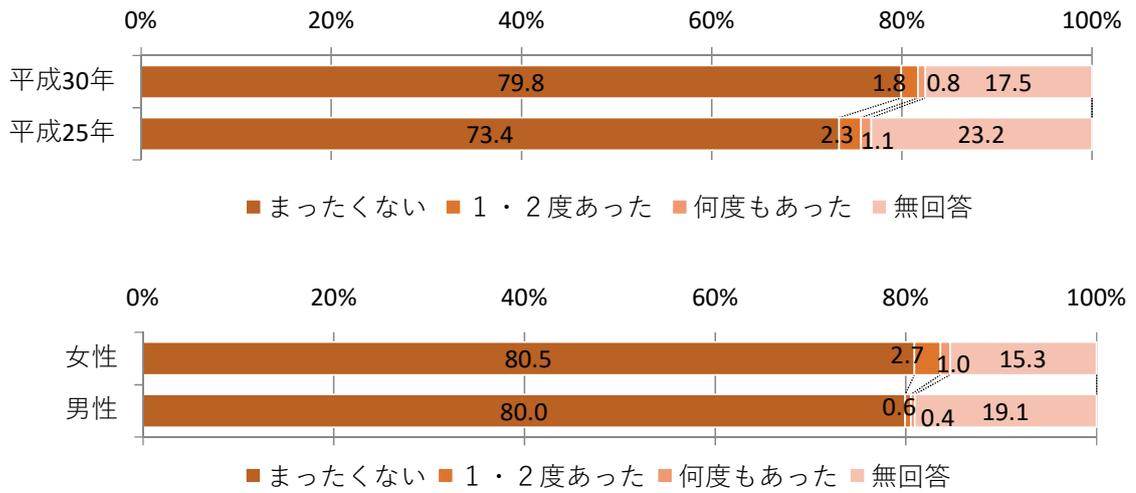
(1) 殴る・蹴る・物を投げつける・突き飛ばすなどの身体に対する暴行



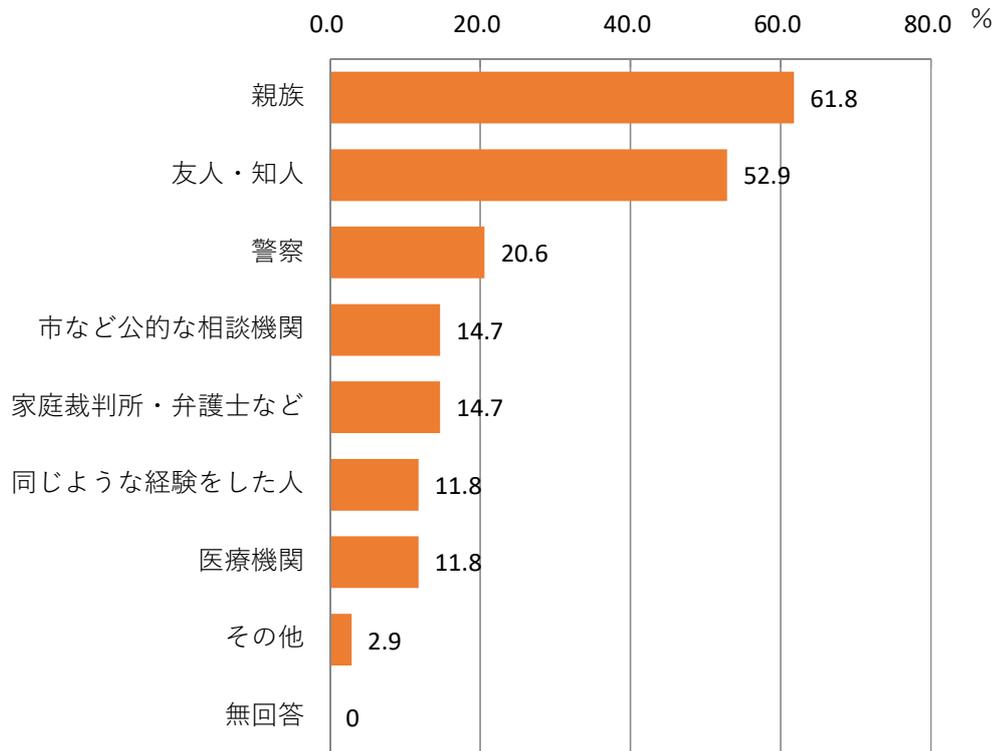
(2) 人格を否定するような暴言・交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ・家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫



(3) 避妊に非協力、嫌がっているのに性的な行為を強要



(4) 暴力を受けた際の相談先



第2節 男女共同参画における主な課題

社会情勢の変化や関連法の制定、市民アンケート調査の結果や現状分析により、今後の周南市における男女共同参画の主な課題と方向性をまとめると以下のようになります。

【課題1】男女がともに活躍できる地域社会づくり

市民アンケート調査では、市政への市民参画について「ぜひ参画したい」または「機会があれば参画したい」と回答した人の割合は25.7%で、前回の45.4%から大きく下回っています。

女性の就業率の増加やさまざまな分野での女性の活躍がみられるものの、政策・方針決定への参画は十分とはいえず、女性があらゆる分野に参画し活躍できるようポジティブ・アクション（積極的改善措置）の促進や人材育成の支援が必要となります。

男女がともに仕事と家庭、地域活動が両立できるよう、子育てや介護等多様な生き方や多様な働き方に対応する支援策やワーク・ライフ・バランスを実現するための環境づくりを推進していくことが必要です。

【課題2】男女共同参画社会づくりに向けた意識づくり・人づくり

市民アンケート調査では、「教育の場では」「法律や制度では」以外のすべての項目で「男性が優遇」または「どちらかといえば男性が優遇」と答えた人の割合が高くなっており、人々の意識の中に長い時間をかけて作られてきた固定的な性別役割分担意識が依然として残っており、男女共同参画社会の実現を阻害する要因となっています。

社会制度や慣行の見直しを図り、固定的な性別役割分担意識を改革することは、個人を尊重する人権意識の醸成につながります。

男女共同参画について認識を深めるため、広く市民への啓発を行い、正しく理解することにより、あらゆる場面において一人ひとりの望む生き方が尊重されるよう、意識づくり・人づくりのための取組を推進していくことが必要です。

【課題3】男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの人権が尊重されることが非常に大切です。

個人に対する暴力は、決して許さるものではない重大な人権侵害であり、配偶者等からの暴力や性犯罪、ストーカ行爲^{*}、職場におけるハラスメント^{*}などのあらゆる形態の暴力の根絶に向けた取組を行う必要があります。

また、年齢や障害、性別にかかわらず、一人ひとりがお互いを思いやる心を持つことや、性的指向^{*}や性自認^{*}など性の多様性について正しく理解することにより、みんなが健康で、安心していきいきと暮らせるよう啓発や支援を推進していくことが必要です。

第3章

計画の基本的な考え方

- 基本理念
- 基本目標
- 施策の体系

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

この計画は、「周南市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる次の7つの事項を基本理念とし、「男女共同参画社会の実現」を目指します。

- (1) 男女が、一人の人間として尊重され、直接又は間接にかかわらず、性別を理由とする差別的な取扱いを受けずに個人の人権が尊重されること。
- (2) 男女が社会での活動を選択するとき、社会の制度や慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されること。
- (3) 男女が自らの意思で、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野の活動において、対等な立場でともに参画し、性別にかかわらず個人として能力を発揮する機会が平等に確保されること。
- (4) 男女が市、事業者及び公共的団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が平等に確保されること。
- (5) 家族を構成する男女は、互いの意思の尊重と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と、こうした活動以外の活動を両立できるよう協力すること。
- (6) 男女が互いの性について理解するとともに、妊娠、出産等に関して、男女の相互の意思を尊重し、対等に話し合い、男女ともに生涯にわたる健康に配慮されること。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際的視野で取り組むべき課題であることから、国際社会の動向に留意して行うこと。

～みんなが“笑顔”になれる～

男女共同参画社会の実現

本市が目指すべき男女共同参画社会は、「一人ひとりがいきいきと輝くことで、まち全体が輝きや活気に満ちた社会」です。そのため、今後も男女が社会の対等な構成員として、一人ひとりのライフステージで輝きを放ち、誇りをもって笑顔で暮らすことができる社会の実現に向け、さらに社会情勢の変化へも対応しながら男女共同参画を推し進めていけるよう、後期計画の基本理念を「～みんなが“笑顔”になれる～ 男女共同参画社会の実現」とします。

第2節 基本目標

施策の「基本目標」及び取り組むべき「重点項目」については、計画の基本理念を具体的に推進していくため、国・県の基本計画や市の関連計画等を踏まえながら、「第2次周南市男女共同参画基本計画」の理念を引き継ぎつつ、目指すべき方向の大きな柱となるよう「3つの基本目標」及び「11の重点項目」に体系の見直しを行います。

《基本目標1》

男女がともに活躍できる地域社会づくり

《基本目標2》

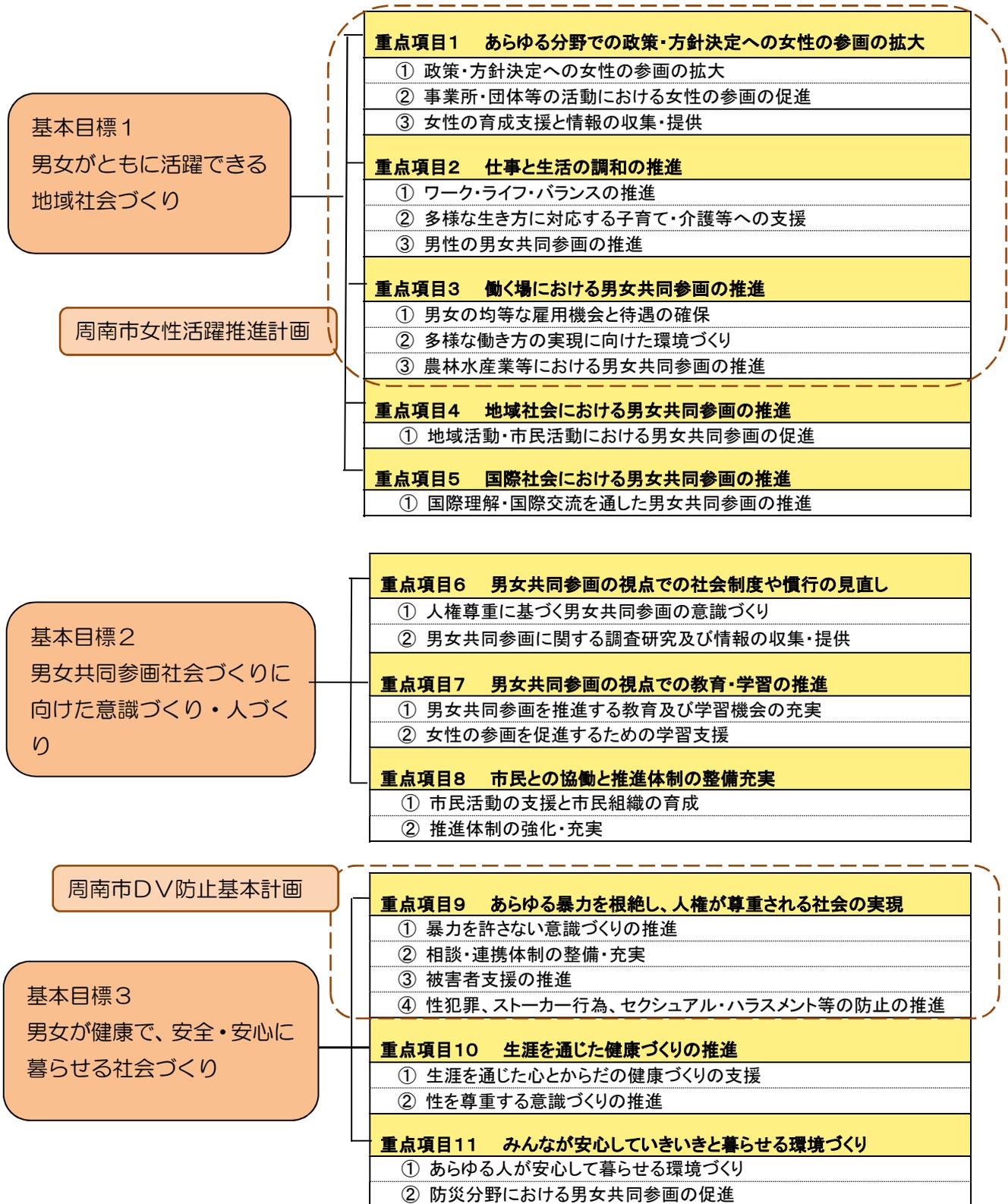
男女共同参画社会づくりに向けた意識づくり・人づくり

《基本目標3》

男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり

第3節 施策の体系

基本理念 ～みんなが“笑顔”になれる～ 男女共同参画社会の実現



※重点項目1～3を「女性活躍推進法」に基づく「市町村女性活躍推進計画」として位置づけます。
 ※重点項目9を「DV防止法」に基づく「市町村DV防止基本計画」として位置づけます。

第4章

施策の方向と具体的事業

- ・男女がともに活躍できる地域社会づくり
- ・男女共同参画社会づくりに向けた意識づくり・人づくり
- ・男女が健康で安全・安心に暮らせる社会づくり

第4章 施策の方向と具体的事業

基本目標

1

男女がともに活躍できる地域社会づくり

多様な個性と能力を持つ人材が、性別にかかわらず、さまざまな立場から社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮しながら活力ある地域社会を実現することは、男女共同参画社会の実現と共通する目標です。

「参画する」ということは「参加する」にとどまらず、社会のあらゆる意思決定の場で計画・立案の段階から主体的に関わり、責任を担うことを意味しています。

特に男女がともに施策や方針の立案・決定過程に参画することは極めて重要なことですが、こうした意思決定過程への女性の参画はいまだに十分とはいえません。

また、雇用の分野における女性参画の促進は、男女の雇用の均等な機会と待遇が確保され、多様な働き方に対応する働きやすい職場環境の整備が必要です。

このため、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の促進や女性の育成支援により、女性の活躍の場や機会を広げるとともに、企業や団体活動、地域活動においても男女がともに参画できる環境づくりについて啓発と支援を行います。

また、仕事と生活や地域活動を両立できるよう、働きながら子育てや介護等ができる就業環境の整備や多様なライフスタイルに対応する子育て支援策の充実、地域活動への参画促進、男性の意識改革など、男女がともにワーク・ライフ・バランスが実現できる環境の整備を推進します。

～みんなが“笑顔”になれる～ 男女共同参画社会の実現

重点項目 1 あらゆる分野での政策・方針決定への女性の参画の拡大

- 施策① 政策・方針決定への女性参画の拡大
- 施策② 事業所・団体等の活動における女性の参画の促進
- 施策③ 女性の育成支援と情報の収集・提供

重点項目 2 仕事と生活の調和の推進

- 施策① ワーク・ライフ・バランスの推進
- 施策② 多様な生き方に対応する子育て・介護等への支援
- 施策③ 男性の男女共同参画の推進

重点項目 3 働く場における男女共同参画の推進

- 施策① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保
- 施策② 多様な働き方の実現に向けた環境づくり
- 施策③ 農林水産業等における男女共同参画の推進

重点項目 4 地域社会における男女共同参画の推進

- 施策① 地域活動・市民活動における男女共同参画の促進

重点項目 5 国際社会における男女共同参画の推進

- 施策① 国際理解・国際交流を通じた男女共同参画の推進

重点項目1 あらゆる分野での政策・方針決定への女性の参画の拡大

現状と課題

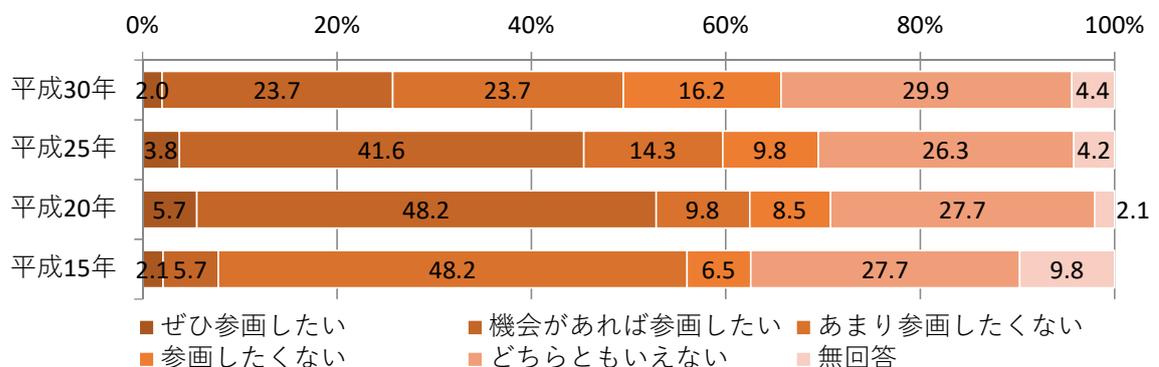
男女共同参画社会の実現については、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野での政策・方針などの立案・決定過程にともに参画することが、多様な価値観や発想が取り入れられ男女共同参画社会を実現する基盤となり、非常に重要です。

周南市においても、政策や方針の決定過程に男女がともに参画するよう、「男女共同参画推進条例」第11条に、委員選出にあたっての配慮として「男女のいずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満にならないように努めます。」と数値目標を定めていますが、審議会委員や管理職に占める女性の割合は、いまだに十分でない状況にあります。

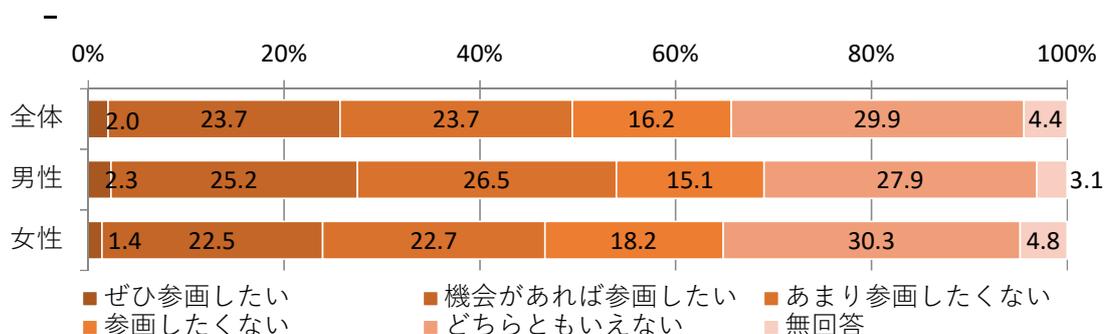
あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画を進めるため、行政自らがポジティブ・アクション（積極的改善措置）を推進するとともに、事業所や団体活動においてもキャリア育成や参画・活躍の機会を広げていくため、情報や学習機会の提供を行い、社会全体の理解の促進を図る必要があります。

市民参画に関する調査

■市政への参画意欲について



資料：周南市市民アンケート調査（平成15年、20年、25年5月）
周南市男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成30年9月）



資料：周南市男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成30年9月）

具体的な施策

①政策・方針決定への女性参画の拡大

- (ア) 男女共同参画セミナー兼企業職場ふれあい人権セミナーや講演会、男女共同参画情報誌「じょいんと」、市広報や市ホームページなどで、政策・方針決定への女性の参画拡大や女性の活躍推進について啓発や情報提供を行います。
- (イ) 市の審議会等委員の女性の割合が4割となるように取り組みます。
- (ウ) 「周南市市民参画条例」に基づき、市民の多様な価値観による意見を、本市の施策に反映するよう努めます。
- (エ) 市も1事業所として、男女を問わず、適材適所の職員配置に努めるとともに、女性職員を多様な職務やポストに積極的に配置し、女性の職域拡大や管理監督者への登用の推進を図ります。
- (オ) 市職員の課長級以上の女性職員の割合が1割となるように取り組みます。

②事業所・団体等の活動における女性の参画の促進

- (ア) 女性の登用促進と職域の拡大について、国、県と連携した啓発や情報収集や提供を行います。
- (イ) 企業職場人権教育連絡協議会において、職場における男女共同参画を促進するための啓発や情報提供を行います。
- (ウ) 年齢や性別を問わずさまざまな人々が自主的・主体的に参画する地域活動を推進します。

③女性の育成支援と情報の収集・提供

- (ア) 男女共同参画セミナーや講演会、男女共同参画情報誌「じょいんと」、市広報や市ホームページなどで啓発や情報提供を行い、女性の育成支援をします。
- (イ) 男女共同参画推進員や市民による男女共同参画活動団体が、地域で男女共同参画のための活動ができるように活動支援をします。
- (ウ) 市ホームページやメールマガジン、生涯学習情報紙「ふあいんど」で、家庭生活や家族などの身近な問題を取り上げつつ、女性の社会参画や人権意識が高まるような学習の機会や情報提供を行います。
- (エ) 市職員研修において、女性職員の能力開発の機会を確保し、多様なキャリア形成を支援します。
- (オ) 企業職場ふれあい人権セミナーを、産官学民連携により開催し、男女共同参画について啓発や情報提供を行います。
- (カ) 啓発冊子の配布やポスターなどを掲示し、国、県と連携した啓発や情報提供を行います。
- (キ) 市ホームページにおいて、起業に関する相談窓口の情報提供など、市の創業支援事業について紹介し、情報の充実を図ります。

計画の目標指標

目標指標	単位	平成 30 年度 現状値	令和 6 年度 目標指数
市の各種審議会等委員における女性の割合	%	30.9	40.0
市の審議会等で女性委員のいる審議会等の割合	%	87.9	95.0
市職員の課長級以上の女性職員の割合	%	6.8	10.0
周南市市民アンケート調査で、市政への市民参画「ぜひ参画したい」「機会があれば参画したい」という女性の割合	%	23.9	25.0

重点項目2 仕事と生活の調和の推進

現状と課題

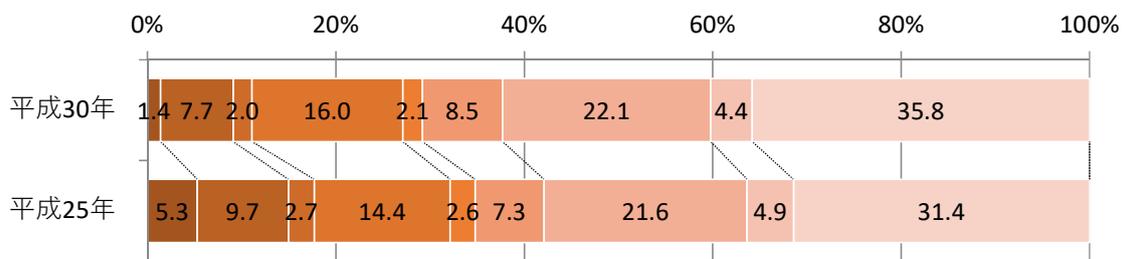
一人ひとりが多様な生き方を選択でき、家族や地域社会の一員として責任を分かち合いながら積極的に活動していくためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事と家庭、地域活動、趣味や自己啓発など仕事以外の生活がともに充実していることが必要です。

市民アンケート調査では、「仕事」と「家庭生活」、「地域・個人の生活」のすべての両立を理想とする人の割合が最も多く 22.1%ですが、実際にすべてを両立している人は 2.8%、最も多いのは「仕事」を優先している人が 20.4%となっています。また、女性が「家庭」や「地域社会」において活躍するために必要なことは「育児や介護のための保育施設、福祉施設等のサービスの充実」だと思う人が 54.3%、次いで「夫が積極的に家事や育児、介護へ参加すること」だと思う人が 47.3%となっています。

少子高齢化や核家族化など、人口構造や社会環境の変化が急速に進む中、女性の社会進出が進み、豊かで活力ある社会を維持していくためには、ライフスタイルを見直し、男女がともに家庭的責任を担い、男性の育児休業・介護休業制度の取得促進を含めた各種休業制度を取得しやすい環境づくり、多様化する子育て及び高齢者・障害者等の自立や介護に関わるニーズに対応できるよう、福祉サービスの充実などの社会的支援の充実を図ることが求められています。

■仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度

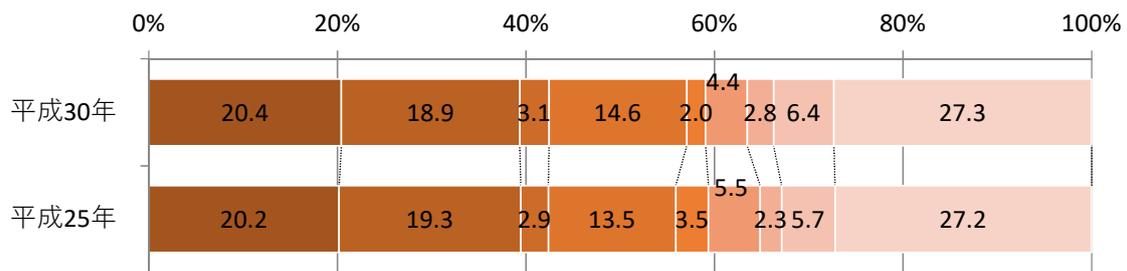
《理想》



- 「仕事」を優先している
- 「家庭生活」を優先している
- 「地域・個人の生活」を優先している
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をすべて優先している
- わからない
- 無回答

資料：周南市市民アンケート調査(平成 25 年 5 月)
周南市男女共同参画に関する市民アンケート調査(平成 30 年 9 月)

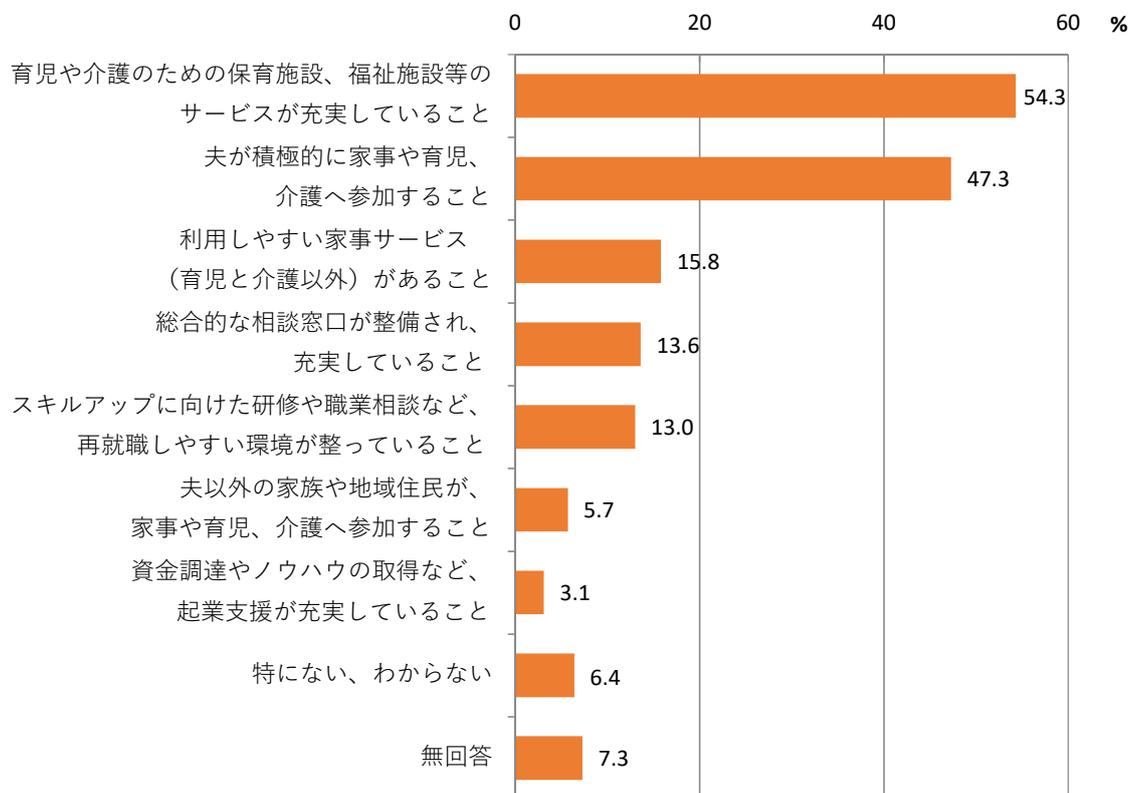
《現実》



- 「仕事」を優先している
- 「家庭生活」を優先している
- 「地域・個人の生活」を優先している
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をすべて優先している
- わからない
- 無回答

資料：周南市市民アンケート調査(平成 25 年 5 月)
周南市男女共同参画に関する市民アンケート調査(平成 30 年 9 月)

■女性が「家庭」や「地域社会」において活躍するために必要なこと



資料：周南市男女共同参画に関する市民アンケート調査(平成 30 年 9 月)

具体的な施策

①ワーク・ライフ・バランスの推進

- (ア) 男女共同参画セミナーや講演会、男女共同参画情報誌「じょいんと」、市広報や市ホームページなどでワーク・ライフ・バランスについての情報提供や啓発を行います。
- (イ) 市内企業向けのメールマガジン等を活用し、子育て支援制度や労働に関するセミナー開催などの情報提供を行います。
- (ウ) 周南市子ども・子育て支援事業計画に、家庭・地域・事業者・行政の役割について記載し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進を図ります。
- (エ) 市民・企業向けのワーク・ライフ・バランスの講演会などを市職員研修として位置づけ、職員の参加を増やし、さらなる意識啓発を図ります。
- (オ) 教員の働き方改革を推進し、教職員のワーク・ライフ・バランスを図ります。

②多様な生き方に対応する子育て・介護等への支援

- (ア) 子育て応援サイト「はぴはぐ」や市広報を活用し、子育て世帯に必要な子育て支援情報を発信します。
- (イ) 放課後、週末、長期休業期間等における子どもの居場所づくりを推進するため、児童クラブのニーズに対応し、安全・安心な保育の確保を図ります。
- (ウ) 子育て交流センター「ぞうさんの家」や、子育て支援センターなどで親子向けの子育て講習会・講演会を実施してきましたが、社会情勢や親のニーズに合わせた提供サービスの内容を検討します。
- (エ) ファミリーサポートセンターの事業に関して、会員向けの研修会を定期的実施し、会員のスキルアップを図るとともに、保護者のニーズに応えられるような円滑なサービスの提供を図ります。
- (オ) 乳幼児ふれあい体験事業を開催し、思春期の児童が子育て中の保護者と関わることで、結婚・妊娠・出産・育児について触れ、多様な生き方を学ぶ機会を促進していきます。
- (カ) 通所の保育サービスに加え、延長保育や一時預かり、休日保育などの多様な保育サービスの提供を行うとともに、病児保育事業の充実を図ります。
- (キ) 保育所や認定こども園が地域に開かれた園として、世代や年齢を超えた交流を行います。
- (ク) 認知症サポーター養成の必要性について、学校と連携を図り、必要性の周知を行います。また、企業へも市広報や市ホームページを通じて、必要性の周知を行います。
- (ケ) 家族会などの関係機関と連携し、男性介護者の支援を行います。
- (コ) 障害者や障害児の通所サービスの利用により、介護者の就労支援、または介護者の一時的休息を支えます。
- (サ) 青少年育成市民会議との協働の下、地域で子どもを育てる活動への支援を行うとともに、将来、地域における新たな担い手となる人材の育成に取り組みます。

(シ) 地域ぐるみで家庭の教育力を高め保護者の不安を解消するため、小・中学校や家庭教育支援チームによる講座の開催のほか子育て相談などに取り組みます。

③男性の男女共同参画の推進

- (ア) 男女共同参画セミナーや講演会の開催、男女共同参画情報誌や市ホームページなどで男性の育児参加についての情報提供や啓発を行います。
- (イ) 子育て交流センター「ぞうさんの家」や子育て支援センターにおいて、育児相談や子育て情報の提供など、地域の子育て力を高めるための役割を果たすとともに、父親向けの講座を実施し、男性の育児参加を促進する取り組みを検討します。
- (ウ) 出産・育児を家族が協力して取り組めるよう両親学級を開催し、妊娠期からの正しい知識等の普及や安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの支援を推進します。
- (エ) 育児相談や育児学級を開催し、育児についての知識などを深め、家族が協力して育児をすることの大切さを啓発します。
- (オ) 食生活改善推進協議会の地区活動として、減塩や栄養バランス等健康に配慮した食事を作ることができるよう、男性料理教室や健康料理教室を開催します。
- (カ) 市民センターなどで、夏休み期間中に親子参加行事を開催し、母親・父親が参加しやすい子育て支援につながる講座を企画します。
- (キ) 市民センターなどで、男性の家事分野での自立を促すための学習機会の提供や、意識づけ講座を開催します。
- (ク) 日曜参観日や長期休業中に親子奉仕作業を設定することで、親子が気軽に活動でき父親も学校に出てきて活躍することができるような環境づくりを行います。
- (ケ) 市も1事業所として、男性の育児休業取得の促進に関して、啓発を行います。

計画の目標指標

目標指標	単位	平成30年度 現状値	令和6年度 目標値
病児保育事業実施数	か所	3	4
子育て支援や少子化対策の充実 ※20～30歳代・乳幼児を持つと思われる親世代	%	47.6	60.0
積極的に育児をしている父親の割合	%	66.6	70.0

重点項目3 働く場における男女共同参画の推進

現状と課題

働くことは生活の経済基盤で、自己実現にもつながるものであり、働きたい人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できることが重要です。

近年の社会経済情勢が変化する中で、女性のみならず男性においてもパートタイム労働者や派遣労働者などの非正規雇用労働者が増加しており、とりわけ、女性就業者の約半数以上は非正規雇用で、多様な就業ニーズに対応した働き方ともいえますが、男女間の賃金格差の一因ともなっています。

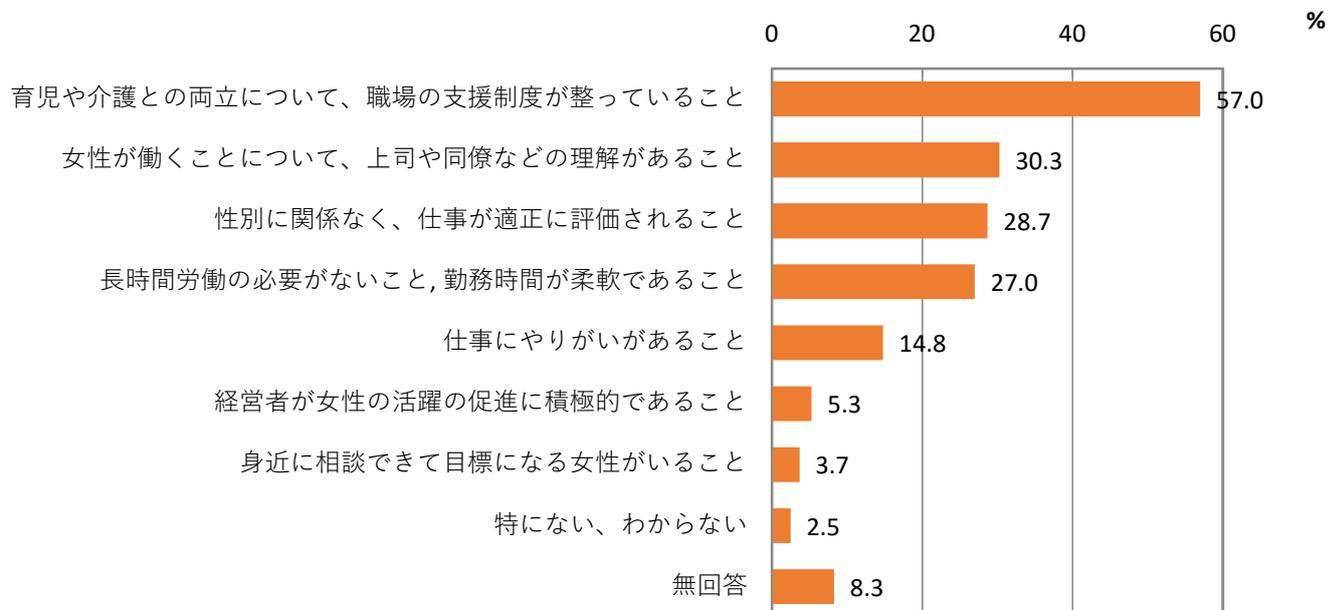
また、本市では依然として、女性労働力率において、出産・子育てなどで仕事を中断する、いわゆるM字カーブを描いており、国や県と比べ低くなっています。

これらは、就職を機に若い世代、特に女性の県外への流出が多くなっていることや、女性が働きたいと希望する雇用の機会が限られていることなどが要因と考えられます。

市民アンケート調査では、女性が「仕事や職場」において活躍するために必要なことは「育児や介護との両立のための職場の支援制度の整備」だと思ふ人の割合が57%となっています。

こうしたことから、就労継続や再就職を希望する女性への支援が求められていることがうかがえます。雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保とともに、ライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方ができるよう職場環境づくりの推進が必要です。

■女性が「仕事や職場」において活躍するために必要なこと



資料：周南市男女共同参画に関する市民アンケート調査(平成30年9月)

具体的な施策

①男女の均等な雇用機会と待遇の確保

- (ア) 国や県と連携し、就職支援事業を推進するとともに、啓発普及を促進します。
- (イ) 女性雇用対策連絡会議をはじめ、関係機関や団体と連携し、地域で女性の雇用を支える仕組みづくりを推進し、雇用の確保や創出を促進します。
- (ウ) 関係機関や団体と連携し、起業・創業の支援をすることで、新たな雇用の創出を図ります。
- (エ) 企業職場人権教育連絡協議会において、事業所に向けて積極的な情報提供や啓発を図ります。

②多様な働き方の実現に向けた環境づくり

- (ア) 啓発冊子の配布やポスターなどを掲示し、国、県と連携した啓発を促進します。
- (イ) 女性雇用の促進に向け、WEBサイトによる情報発信を促進します。
- (ウ) 市ホームページにおいて、起業に関する相談窓口の情報提供など、創業支援事業について紹介し、情報の充実を図ります。
- (エ) 男女共同参画セミナーや講演会の開催、男女共同参画情報誌や市ホームページなどで市民に向けて情報提供や啓発を行います。
- (オ) 企業職場人権教育連絡協議会の研修会で、事業所に向けて理解と協力を求めます。

③農林水産業等における男女共同参画の推進

- (ア) 農業経営において、共同経営者として女性農業者を認定する家族経営協定^{*}の締結について推進します。
- (イ) 周南農林水産事務所や近隣市町と連携し、周南地域農山漁村女性連携会議や周南地域農山漁村女性のつどい等の開催を支援します。
- (ウ) 周南地域の女性農林漁業者や農山漁村女性起業家・グループの交流会や各種イベントへの参加を促進します。
- (エ) 農林漁業女子ステキ・スタイル応援事業において、経営体における女性の経営参画を促進します。
- (オ) 農山漁村女性活動促進対策事業において、地域の主要な担い手である女性はその持てる能力を発揮し、主体的に参画できる環境や体制整備づくりを推進します。
- (カ) 地産地消推進協議会や関係機関により、女性農林漁業者等が行う商品開発を支援します。
- (キ) 山口県農家生活改善士会及び山口県漁村生活改善士会の活動を支援します。
- (ク) 農林水産業などの運営に女性の意思を反映させるため、各種協同組合などの運営委員や農業委員などへの女性の登用や、方針決定過程への参画を進めるよう啓発します。

計画の目標指標

項 目	単位	平成 30 年度 現状値	令和 6 年度 目標値
市内事業者の「やまぐち男女共同参画 推進事業者」認定件数	件	51	70
女性の市内就業者数(雇用保険の被保 険者数)	人	17,272	現状維持
家族経営協定数	件	12	15
農業委員に占める女性の割合	%	17.6	25.0
農地利用最適化推進委員に占める女 性の割合	%	12.5	25.0

重点項目4 地域社会における男女共同参画の推進

現状と課題

誰もが安心して生活ができる地域社会は、家庭とともに最も身近な暮らしを支える場ですが、人口減少・少子高齢化、家族形態の変化などにより福祉、防災・防犯、環境、まちづくりなど生活に身近な課題が生じています。

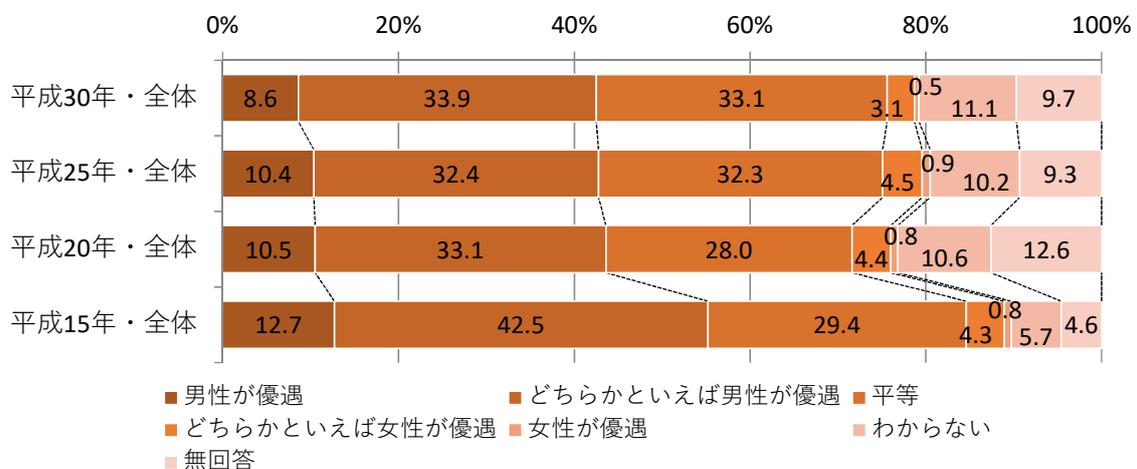
これまで、高齢者福祉や子育てや環境活動等のさまざまな地域活動は、女性の力によって支えられてきましたが、地域活動における組織の方針決定の場には、女性や若い世代の参画が進んでいないのが現状です。

市民アンケート調査では、男女共同参画の地位の平等について、「地域社会」では「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」と回答した人の割合が42.5%で、前回から0.3ポイント下がっています。

活力ある地域社会の実現のため、男女を問わず、さまざまな世代が地域活動に自主的・主体的に積極的に参画し、仕事と家庭生活を両立し、多様な発想や価値観で地域を支え活躍できるように意識啓発や活動を行う団体や人材の育成支援等が必要です。

■男女の地位の平等の実現

《地域社会では》



資料：周南市市民アンケート調査(平成15年、20年、25年5月)
周南市男女共同参画に関する市民アンケート調査(平成30年9月)

具体的な施策

①地域活動・市民活動における男女共同参画の促進

(ア) 年齢や性別を問わずさまざまな人々が自主的・主体的に参画する地域活動を推進します。

(イ) 市民センターなどで男女共同参画地域講座や男女共同参画推進員による出前講座などを行い、地域での男女共同参画の促進を啓発します。

- (ウ) 女性団体連絡協議会、男女共同参画推進員、男女共同参画を推進する市民活動グループや団体などへ男女共同参画に関する情報提供や連携協力を図ります。
- (エ) 男女共同参画推進員については、自発的に活動できるよう支援を行います。また、地域のリーダーとして、地域住民への意識啓発の一助を担えるよう積極的な機会の提供に努めます。
- (オ) 産官学民連携の中での公開講座として、男女共同参画セミナー兼企業職場ふれあい人権セミナーを開催します。

計画の目標指標

目標指標	単位	平成 30 年度 現状値	令和 6 年度 目標指数
自治会長に占める女性の割合	%	11.5	13.0

重点項目5 国際社会における男女共同参画の推進

現状と課題

男女共同参画は、「女子差別撤廃条約」[※]や「北京宣言及び行動綱領」[※]など国際社会におけるさまざまな取組とも密接に関連しており、政治や経済、文化など社会のさまざまな分野で国際化が進んでいる中、男女共同参画の取組も、国際社会の動向について理解を深め、関心を高めていく必要があります。

特に、日本は、国際的にみて女性の地位が低いとされ、本市においても国際交流や国際協力を通じて、男女共同参画の視点に立って、世界の動向や国際規範・基準等の周知に努め、市民の国際理解の推進や国際意識の高揚を図ることが必要となります。

また、国際化の進展に伴い、市内で就労・生活する外国人や留学生が今後ますます増加することが予想されます。身近なところで国際交流や国際協力ができる環境づくりを推進し、男女共同参画の視点に立った多様な価値観や文化の理解を促進し、相互理解を深めることが必要です。

ジェンダー[※]・ギャップ指数[※]

■上位国及び主な国の順位

順位	国名	値	順位	国名	値
1	アイスランド	0.858	12	フランス	0.779
2	ノルウェー	0.835	14	ドイツ	0.776
3	スウェーデン	0.822	15	英国	0.774
4	フィンランド	0.821	16	カナダ	0.771
5	ニカラグア	0.809	51	アメリカ	0.720
6	ルワンダ	0.804	70	イタリア	0.706
7	ニュージーランド	0.801	75	ロシア	0.701
8	フィリピン	0.799	103	中国	0.673
9	アイルランド	0.796	110	日本	0.662
10	ナミビア	0.789	115	韓国	0.657

■分野ごとの順位（日本）

分野	順位	値
経済	117	0.595
教育	65	0.994
保健	41	0.979
政治	125	0.081

教育分野における項目	順位	値
識字率	1	1.000
初等教育在学率	1	1.000
中等教育在学率	1	1.000
高等教育在学率	103	0.952

資料:World Economic Forum (2018年)

具体的な施策

①国際理解・国際交流を通じた男女共同参画の推進

(ア) 姉妹都市交流事業に際しては、性別などに関わらず、姉妹都市間の友好親善の深化に寄与し、国際化社会に対応できる人材になり得る青少年を幅広く募集し、派遣者を決定します。

(イ) 国際交流サロン事業では、より多くの住民が国際交流に関心を持ち、性別や年齢などに関わらず参加しやすい機会を継続的に提供します。

計画の目標指標

目標指標	単位	平成 30 年度 現状値	令和 6 年度 目標値
国際交流事業参加者数 ※姉妹都市派遣事業・国際交流サロン 事業等参加者の延べ人数	人	1,115	1,200

基本目標

2

男女共同参画社会づくりに向けた意識づくり・人づくり

男女が一人ひとりの人間として尊重され、性別を理由とする差別的な扱いを受けず、個人の人権が尊重されることは、男女共同参画の基本です。

しかしながら、現実には、いまだに固定的な性別役割分担意識をはじめ、自由な活動の選択を妨げる要因も根強く残っています。こうした性別による固定的な社会通念・慣習・しきたりを改善し、男女を取り巻く状況について一人ひとりが理解し、自ら行動するための意識づくり・人づくりが重要な課題となっています。

このため、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる分野において、男女共同参画の視点に立った学校教育や社会教育により、男女共同参画について認識を深め、人権尊重の意識づくりとともに、理解し行動できるための教育・啓発活動を積極的に行います。

また、行政と市民の協働による男女共同参画社会の実現のため、市民活動の組織づくりとその支援を推進します。

重点項目 | 6 男女共同参画の視点での社会制度や慣行の見直し

- 施策① 人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり
- 施策② 男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集・提供

重点項目 | 7 男女共同参画の視点での教育・学習の推進

- 施策① 男女共同参画を推進する教育及び学習機会の充実
- 施策② 女性の参画を促進するための学習機会の充実

重点項目 | 8 市民との協働と推進体制の整備充実

- 施策① 市民活動の支援と市民意識の育成
- 施策② 推進体制の強化・充実

重点項目6 男女共同参画の視点での社会制度や慣行の見直し

現状と課題

男女が、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、男女がともに互いの人権を尊重し合い、市民一人ひとりの個性と能力が十分に発揮されるような生き方が尊重されなければなりません。

「周南市男女共同参画推進条例」においても、その基本理念として「男女が、一人の人間として尊重され、直接又は間接にかかわらず、性別を理由とする差別的な取り扱いを受けずに個人の人権が尊重されること。」（第3条第1項）としています。

市民アンケート調査によると、「男性は仕事」「女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が18.3%で、前回の30.3%から大きく変化しています。また、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」は44.6%で、前回の33.1%を上回り、時代とともに意識は変わってきていることがうかがえます。

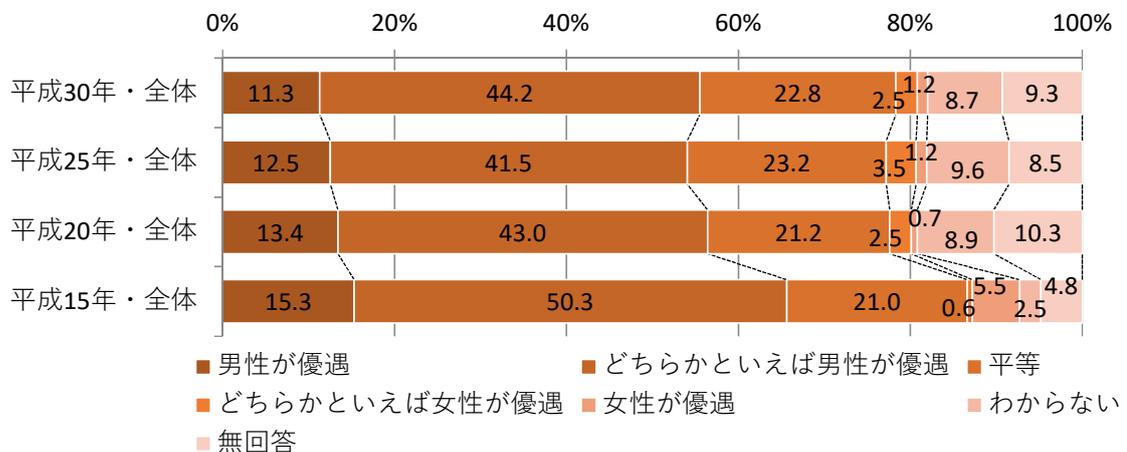
一方、「社会全体での男女の地位の平等」については、「男性の方が優遇・どちらかといえば優遇されている」と考える市民の割合は55.5%と半数以上で、前回調査を1.5ポイント上回り、依然として意識改革が難しいものもあります。

性別にかかわらず、一人ひとりがそれぞれの個性に合った生き方を選択することができ、それぞれの生き方を認め合うことは、個人を大切に、互いを認め合う人権尊重の基本です。

長い時間をかけて形成された固定的な性別役割分担意識は、女性の経済的自立や社会への参画のみならず、男性の生活的な自立も妨げてきました。すぐに払しょくできるものではありませんが、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野において参画できるよう、女性の人権尊重や男女共同参画の視点から、男女共同参画に関する認識を深め、意識が改善されるよう、社会慣行や制度を見直していく啓発や広報活動が必要です。

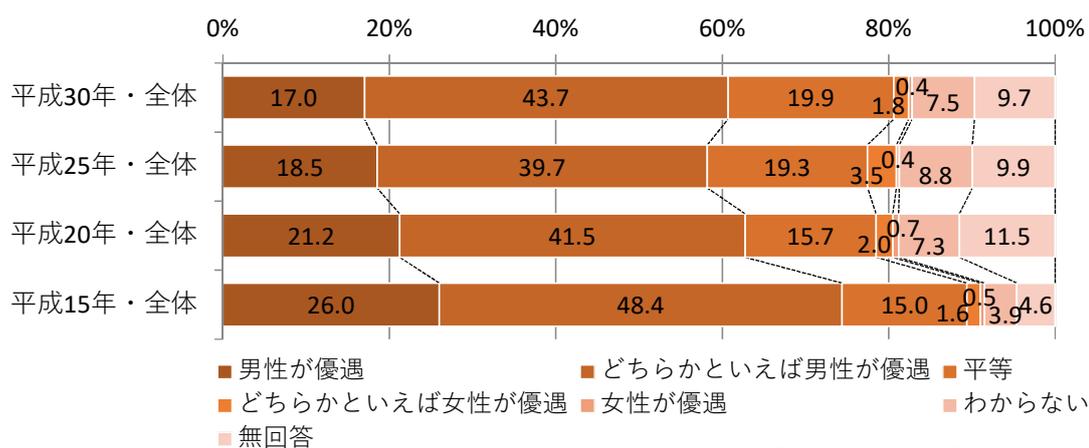
男女の地位の平等感に関する調査

■男女平等感（社会全体）



資料：周南市市民アンケート調査(平成15年、20年、25年5月)
周南市男女共同参画に関する市民アンケート調査(平成30年9月)

■男女平等感（社会通念やしきたりでは）



資料：周南市市民アンケート調査（平成15年、20年、25年5月）
周南市男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成30年9月）

具体的な施策

①人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり

- （ア）「山口県人権推進指針」「周南市人権行政基本方針」を、市民センターなどの公共施設に設置している人権啓発コーナー、市ホームページや研修会などで周知や啓発を行い、市民の人権意識の醸成を図ります。
- （イ）市広報において、男女共同参画に関する内容を掲載し、人権意識の醸成を図ります。
- （ウ）男女共同参画に関するセミナーや地域講座、男女共同参画推進員による出前講座などの開催や男女共同参画情報誌「じょいんと」の発行により、男女共同参画の意識啓発を図ります。
- （エ）男女共同参画の視点に立った社会制度について、企業対象の研修や出前講座を充実させ、意識啓発を進めます。
- （オ）人権に関する学習の場や学習情報、学習教材の提供を行い、人権全般についての啓発を進めます。
- （カ）小・中学校の教育課程で、各教科、特別の教科 道徳、特別活動などを通して、基本的な人権の尊重の視点に立った人権教育を推進します。
- （キ）市民センターなどにおける人権教育研修で、男女の人権尊重意識の啓発や男女共同参画推進員の地域リーダー育成も視野に入れ、意識啓発を進めます。
- （ク）人権尊重の視点から男女共同参画に関する施策・事業を推進していくため、市人権施策推進連絡協議会を通して、市職員の人権意識の醸成を図ります。

②男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集・提供

- （ア）男女共同参画に関する調査研究の実施や情報を収集し、市広報、市ホームページ等で啓発や情報提供し、男女共同参画社会の実現のための市民意識の醸成を図ります。
- （イ）市広報や各種啓発資料などについて、男女の固定的な性別役割分担意識を反映した表現の有無など、男女共同参画の視点から十分な配慮をします。

- (ウ) 事業所や学校などにおける男女平等のための意識啓発や、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止に向けて、資料提供や講師派遣などの支援を行います。
- (エ) 生涯学習事業全体の中で、メディア・リテラシー*の視点を盛り込んだ社会教育事業を推進します。

計画の目標指標

目標指標	単位	平成 30 年度 現状値	令和 6 年度 目標値
男女の地位が平等と感じる人の割合【社会全体】(周南市市民アンケート調査)	%	22.8	24.0
男女の地位が平等と感じる人の割合【固定的な社会通念。習慣・しきたり】(周南市市民アンケート調査)	%	19.9	21.0

重点項目7 男女共同参画の視点での教育・学習の推進

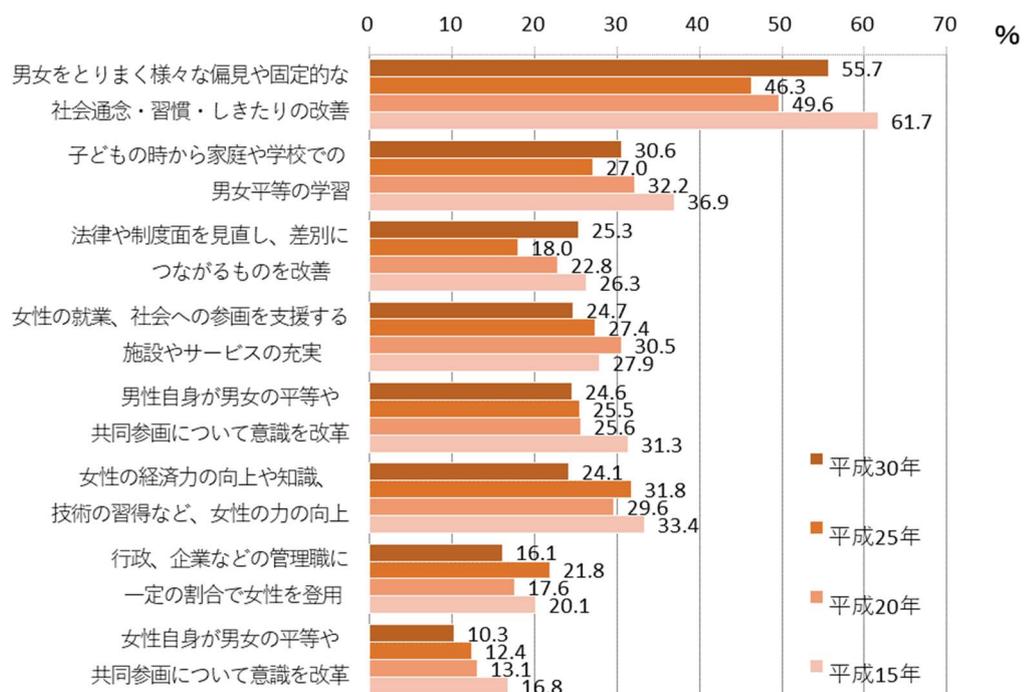
現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく認識することが重要です。長い時間をかけて形成された固定的な性別役割分担意識は、いまだに根強く家庭、学校、職場、地域社会の中に残っており、男女共同参画社会の実現の阻害要因となっています。性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、活躍するためには、教育・学習の果たす役割は非常に重要であり、あらゆる分野において、男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実を図る必要があります。

平成30（2018）年9月に実施した市民アンケート調査においても、男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要なこととして、「子どもの時から家庭や学校での学習」が2位回答となっており、学校教育や家庭教育における取組が子どもの将来を見据えた自己形成や、社会全体における男女共同参画の推進につながることから、積極的な推進が求められています。

また、結婚、出産、育児等によりキャリアデザイン*を描きにくい女性に対して、能力が発揮できるよう女性のエンパワーメント*の促進や、近年のグローバル化の進展により社会、特に企業におけるダイバーシティ（多様性）*の尊重は欠かせない要素となっており、男性や女性、若者や高齢者、日本人や外国人等の多様な価値観を包括する学校教育や社会教育、生涯教育を行う必要があります。

■男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要なこと



資料：周南市男女共同参画に関する市民アンケート調査(平成30年9月)

具体的な施策

①男女共同参画を推進する教育及び学習機会の充実

- (ア) 小・中学校の教育課程で、各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間をはじめ、学校生活全体を通して、男女共同参画について考えていく教育を推進します。
- (イ) 人権教育の推進状況について、各学校で実態調査を行い、自らの学校における男女共同参画への取組の状況を振り返り、改善を図ることで、男女共同参画を推進する教育及び学習機会の充実に努めます。
- (ウ) 地域学習活動を通じて、男女の人権尊重を現代における男女共同参画の課題として考え、理解を深める研修を各地区で取り組めるよう推進します。
- (エ) 学び・交流プラザや市民センターで行う学習活動情報コーナーや学習イベント情報コーナー、情報紙「ふぁいんど」や市ホームページなどにより、わかりやすい人権学習情報を提供します。
- (オ) 学校、地域、職場などで男女共同参画への理解を深め、男女が社会の対等な構成員として自らの意思で社会参画できるよう、時代のニーズをとらえた研修内容や学習機会を提供します

②女性の参画を促進するための学習支援

- (ア) 男女共同参画に関するセミナーや地域講座、男女共同参画推進員による出前講座などの開催や男女共同参画情報誌「じょいんと」の発行により、女性の社会参画や女性の活躍推進の意識啓発を図ります。
- (イ) 市民センターなどの公共施設に設置している人権啓発コーナーや市広報、ホームページ等により学習情報を提供します。
- (ウ) セクシュアル・ハラスメントやDVなどの現代的課題や、女性の社会参画を後押しするような課題を取り上げた講座などを開催し、学習の場の提供、学習情報の提供を行います。
- (エ) 女性団体連絡協議会、男女共同参画推進員、男女共同参画に関する市民活動グループや団体などへ、男女共同参画に関する情報を提供します。

計画の目標指標

目標指標	単位	平成30年度 現状値	令和6年度 目標値
男女共同参画講座、セミナー等への参加者数	人	1,167	1,900
男女の地位が平等と感じる人の割合【家庭】 (周南市市民アンケート調査)	%	36.2	40.0
男女の地位が平等と感じる人の割合【教育】 (周南市市民アンケート調査)	%	53.1	55.0
男女の地位が平等と感じる人の割合【職場】 (周南市市民アンケート調査)	%	26.6	30.0

重点項目8 市民との協働と推進体制の整備充実

現状と課題

男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりが男女共同参画について理解し、主体的に行動することが大切です。

市民活動団体の企画・運営による男女共同参画に関する取組や男女共同参画推進員の活動などを通じて、市民リーダーとしての人材は着実に育ってきており、それらの経験者が中心となった市民推進組織による活動が少しずつ広まっています。

今後も、市民推進組織の自主的・主体的活動を支援するとともに、行政と市民の協働による男女共同参画社会の実現に取り組みます。

本計画を実効性あるものとするためには、本市の男女共同参画推進本部など庁内組織の機能充実を図ると同時に、各所属が連携して本計画の実行にあたらなければなりません。

男女共同参画の推進に関しては、審議会の意見を反映するとともに、推進の状況については情報開示・情報提供に努め、共通理解を深めることが重要です。

具体的な施策

①市民活動の支援と市民組織の育成

- (ア) 女性団体連絡協議会、男女共同参画推進員、男女共同参画に関する市民活動グループや団体などへ男女共同参画に関する情報提供や連携協力を図ります。
- (イ) 男女共同参画推進員が、自発的に活動できるよう支援を行います。また、地域のリーダーとして、地域住民への意識啓発の一助を担えるよう、活動機会の積極的な提供に努めます。
- (ウ) 産官学民連携の中での公開講座として、男女共同参画セミナー兼企業職場ふれあい人権セミナーを開催します
- (エ) 男女共同参画推進員と人権擁護委員の合同研修会を開き、ネットワークの拡大を図ります。

②推進体制の強化・充実

- (ア) 市男女共同参画推進本部において、本計画の進捗状況の調査及び報告などにより、男女共同参画に関する施策及び関連施策の総合的かつ効果的な推進に努め、市職員が男女共同参画意識を持ち、各施策にその視点を反映できるよう努めます。
- (イ) さまざまな施策や事業を男女共同参画の視点に立って実施し、男女の固定的な性別役割分担意識を反映して、男女共同参画の推進を阻害するものがないか常に留意します。
- (ウ) 男女共同参画の推進について市職員研修を実施するとともに、市職員全体の意識の醸成を図ります。
- (エ) 市女性職員の能力開発の機会を確保するため、市職員研修を計画的に実施します。
- (オ) 法務局、県、市民団体などと連携を図り、男女共同参画の推進に努めます。

計画の目標指標

目標指標	単位	平成 30 年度 現状値	令和 6 年度 目標指数
男女共同参画推進員の活動回数	回	13	15

基本目標

3

男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの人権が尊重され、その生涯を通して健康で、安心して暮らすことのできる社会づくりが非常に重要です。

個人に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現していくうえでの克服すべき課題です。配偶者等からの暴力や性犯罪、ストーカ行為、職場におけるハラスメントなどのあらゆる暴力根絶に向けた取組を推進します。

また、誰もがお互いの身体的性差や性の多様性を十分に理解し合い、多様な生き方を認め合い、思いやりを持って生きていくことや、年齢や障害、性別にかかわらず、その意欲や能力に応じて、あらゆる人が自立して、いきいきと安心して暮らせる社会づくりのための取組を進める必要があります。

重点項目 9 あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会の実現

- 施策① 暴力を許さない意識づくりの推進
- 施策② 相談・連携体制の整備・充実
- 施策③ 被害者支援の推進
- 施策④ 性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進

重点項目 10 生涯を通じた健康づくりの推進

- 施策① 生涯を通じた心とからだの健康づくりの支援
- 施策② 性を尊重する意識づくりの推進

重点項目 11 みんなが安心していきいきと暮らせる環境づくり

- 施策① あらゆる人が安心して暮らせる環境づくり
- 施策② 防災分野における男女共同参画の促進

重点項目9 あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会の実現

現状と課題

配偶者や交際相手への暴力やストーカー、セクシュアル・ハラスメント、虐待などは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現していくうえで、克服すべき重要な課題です。特に女性に対する暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差、暴力を容認する社会風潮などが複雑に絡み合っており、配偶者などからのDVは構造的な社会問題であるといえます。

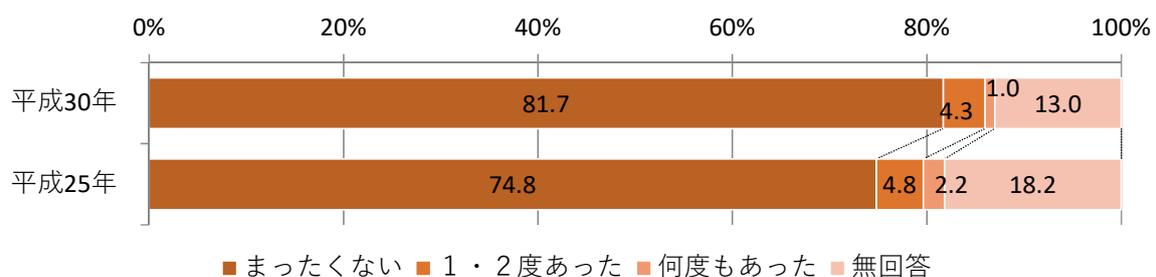
社会全体の理解は進みつつありますが、どのようなことが暴力にあたるのかという認識には個人によって違いがあるため、暴力の種類などについても周知を進めることが重要となります。また、そうした暴力は個人や家庭内などの限られた間柄における問題であると考えられ、周囲が気づかないうちに、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

近年、女性や子どもに対する暴力が大きな社会問題になっていることから、これを社会全体として許さない市民意識を醸成し、あらゆる暴力を未然に防止し、暴力根絶に向けた取組を推進します。とりわけ、若い世代における理解や認識をさらに深めることで、将来的な発生を防止を図ります。

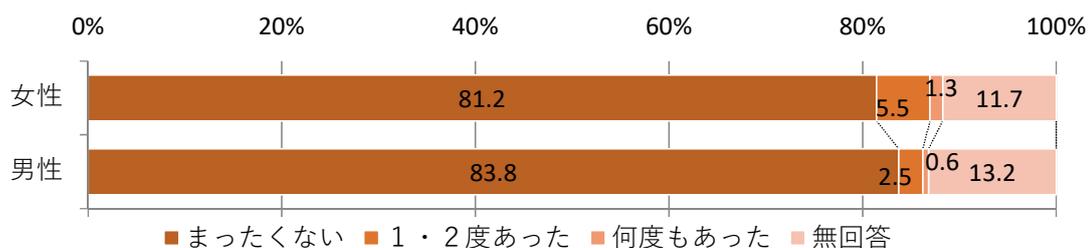
被害者の相談・保護、自立支援を円滑かつ適切に行えるよう、相談機能の強化や連携体制の充実に努めます。

過去5年以内に、配偶者・交際相手から受けたDV被害に関する調査

■殴る・蹴る・物を投げつける・突き飛ばすなどの身体に対する暴行



資料：周南市市民アンケート調査(平成25年5月)
周南市男女共同参画に関する市民アンケート調査(平成30年9月)



資料：周南市男女共同参画に関する市民アンケート調査(平成30年9月)

具体的な施策

①暴力を許さない意識づくりの推進

- (ア) 男女共同参画地域講座や男女共同参画情報誌「じょいんと」、市広報や市ホームページなどでDV防止の啓発を行います。
- (イ) 高校生などを対象にデートDV防止講座を開催し、DVの未然防止や早期発見につながる啓発活動を行います。
- (ウ) 県が作成した学習展開例「男女相互の望ましい人間関係の在り方」などを活用し、特別活動などでデートDV*について学習することを通して、暴力の未然防止や性に対する正しい認識の意識づくりを図ります。

②相談・連携体制の整備・充実

- (ア) DV被害者への適切な支援を行うために、こども・子育て総合支援拠点に女性相談員を配置し、被害者本人や家族から相談を受けます。また、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所など関係機関との連携を密に図り、被害者の安全確保と必要な支援を実施します。
- (イ) DVと児童虐待の関連性を重視し、こども・子育て総合支援拠点に配置した子ども家庭支援員、虐待対応専門員、および女性相談員が大人や子ども自身からの相談に応じたり、関係機関からの支援要請や児童虐待の通告に対して迅速かつ適切に対応できる体制を整えます。
- (ウ) こども・子育て総合支援拠点は、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、児童福祉法に基づき、要保護児童の早期発見及び保護、または要支援児童への適切な支援を行うため、関係機関を招集し、情報共有や円滑な連携・協力体制の強化を図ります。また、研修などを通じ職員のスキルアップを図ります。
- (エ) 配偶者暴力相談担当者研修会及びDVや児童虐待防止対策等に関する専門研修に職員を派遣し、相談関係者の資質向上を図ります。
- (オ) DV相談連絡協議会により、関係部署・関係機関との連携を図ります。
- (カ) 学校生活アンケートや生徒指導アンケート等を通して、相談体制の整備・強化に努めます。
- (キ) 各学校では、ケース会議などを設定し、児童相談所、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、担当課と連携した取組を推進します。
- (ク) もやいネットセンターを核として、福祉の総合相談体制、地域見守りネットワークを構築することにより、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。もやいネットセンターを核として、高齢者の総合相談体制、地域見守りネットワークを構築することにより、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。
- (ケ) 基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援事業者や関係機関と連携して、障害者やその家族等への相談支援体制の充実を図ります。
- (コ) 障害者虐待の未然防止及び養護者に対する相談等の支援に取り組みます。
- (サ) 犯罪被害者などが直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言を

行います。また、関係する窓口や機関を紹介します。

③被害者支援の推進

- (ア) DV被害者への適切な支援を行うために、こども・子育て総合支援拠点に女性相談員を配置し、被害者本人や家族から相談を受けます。また、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所など関係機関との連携を密に図り、被害者の安全確保と必要な支援を実施します。
- (イ) DVと児童虐待の関連性を重視し、こども・子育て総合支援拠点に配置した子ども家庭支援員、虐待対応専門員、および女性相談員が大人や子ども自身からの相談に応じたり、関係機関からの支援要請や児童虐待の通告に対して迅速かつ適切に対応できる体制を整えます。
- (ウ) こども・子育て総合支援拠点では、緊急性のあるケースについて、一時保護施設へ迅速な入所ができるよう、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所など関係機関との効率的な連携を図ります。また、庁内関係部署や庁外関係機関との連携により、安全が確保され、将来的に地域で安心した暮らしを送ることができるよう、切れ目なく、きめ細かな支援ができるための体制づくりを進めます。
- (エ) 加害者が不当に被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図ることを目的として、DVやストーカー行為、児童虐待などに準ずる行為の被害者保護に向けた処置を行います。また、他市町村に支援の必要がある場合は、電話及び文書で速やかに連絡を行います。
- (オ) 市営住宅の入居募集（定期・随時募集）については、抽選における優遇措置として、当選確率を一般の応募者の2倍にするとともに、単身向け募集住宅の要件を満たしている者としての取り扱いを行います。
- (カ) 一時入居については、市営住宅を行政財産目的外使用の取り扱いにより使用を許可します。（使用期間：居住先が見つかるまでの期間（最長1年）、使用料：周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例第2条に基づき徴収）※【対象】DV防止法の一時的保護、母子生活支援施設による保護が終了して5年以内、または裁判所の命令申立てを行って効力が生じた日から起算して5年以内のもの。
- (キ) 虐待や環境面等の理由により、居宅生活が困難な高齢者を対象に、養護老人ホームへの措置対応を行います。また、自己管理能力の低下している高齢者に対する金銭管理や判断能力が不十分な認知症高齢者などに対し、社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用支援を行い、高齢者の自立支援や日常生活を営むことができる環境の整備に努めます。
- (ク) 犯罪被害者などへの保健医療サービス・福祉サービスの提供、安全の確保、居住安定を図るための配慮など必要な支援を行っていきます。

④性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進

- (ア) 男女共同参画地域講座や男女共同参画情報誌「じょいんと」、市広報や市ホームページなどを活用し、防止・啓発に努めるよう広く情報提供を行います。

- (イ) こども・子育て総合支援拠点に配置した子ども家庭支援員、虐待対応専門員、および女性相談員が大人や子ども自身からの相談に応じたり、関係機関からの支援要請や児童虐待の通告に対して迅速かつ適切に対応できる体制を整えます。
- (ウ) 学校生活アンケートや生徒指導アンケート等を通して、相談体制の整備・強化に努めます。
- (エ) 高齢者虐待、障害者虐待を防ぐために、虐待の防止及び早期発見・対応に関する研修会などを開催することにより、関係機関とのネットワーク構築や有効的に機能するための取組や周知を行います。
- (オ) 企業職場人権教育連絡協議会において、職場におけるハラスメント等の防止・啓発に努めるよう啓発や情報提供を行います。

計画の目標指標

目標指標	単位	平成 30 年度 現状値	令和元年度 目標値
デートDV 防止講座受講者数	人	393	1,000

重点項目10 生涯を通じた健康づくりの推進

現状と課題

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を実現するうえで大変重要なことです。特に女性には、妊娠や出産などにかかわる身体機能があり、生涯にわたるリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※は、女性の人権の重要な一つと認められています。

生涯にわたって自分の体や性に関することを自分で決める権利は、基本的な人権です。男女を問わず、性を尊重する意識づくりを行うとともに、思春期や出産期、更年期、高齢期など、ライフステージに応じた心と体の健康づくりを支援します。

また、飲酒・喫煙、薬物やエイズ等の性感染症など、心身の健康に影響をもたらす問題について、啓発や教育を行い、健康被害に関する正しい理解をし、命と自分自身の存在を大切にしながら、生涯を健康に過ごすための取組が必要です。

具体的な施策

①生涯を通じた心とからだの健康づくりの支援

- (ア) 市民病院の地域連携室において、専属スタッフ（女性スタッフ）を配置することで、健康相談や受診科目などの総合的な相談業務を行います。
- (イ) 妊娠・出産期は、女性の健康にとって大きな節目であり、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査の公費負担、訪問指導等を実施することにより、安全・安心に子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育て期にわたり切れ目ない支援体制の強化を図ります。
- (ウ) 周南市健康づくり計画等に基づき、関係機関と連携し一人ひとりの主体的な健康づくりを推進します。
- (エ) 生活習慣病を予防し、健康診査等により早期発見、早期治療を推進します。

②性を尊重する意識づくりの推進

- (ア) 妊娠・出産・育児についての知識を深めるとともに、家族が協力しながら安心して育児ができるよう、情報提供や支援を行います。
- (イ) 児童・生徒に対し、思春期ふれあい体験学習を通して、乳幼児とその保護者とふれあうことにより、生命の大切さや将来の人間形成に必要な父性や母性を育む取組を学校と共同し推進します。
- (ウ) 小・中学校において、発達段階に応じて意図的・組織的・計画的な指導を行います。
- (エ) 青少年健全育成関連団体との協働により、思春期の子どもに対し、互いの性を尊重し、自身の身体と心を大切にする学びの機会を提供します。

計画の目標指標

目標指標	単位	平成 30 年度 現状値	令和 6 年度 目標値
特定健康診査受診率	%	32.3	60.0
妊婦の健康診査受診率	%	100.7	100.0

重点項目11 みんなが安心していきいきと暮らせる環境づくり

現状と課題

少子高齢化が進む中で、社会環境やライフスタイルの変化に伴い、家族形態も多様化し、単身世帯やひとり親世帯も増加傾向にあります。また、非正規労働者の増加等の雇用環境の変化や経済のグローバル化の進展等により、ひとり親家庭、高齢者、障害者等は、経済的な問題をはじめ、生活上の困難を抱えやすく不安定な状況に置かれがちです。

また、高齢であることや障害があることなどによって、複合的に困難な状況に置かれる場合もあることから、それらへの配慮も重要な視点として、誰もが安心して暮らせる環境整備の推進が必要です。

とりわけ、高齢者人口が増える中、生涯にわたり、健康で安心して暮らせる社会をつくるためには、生活実態、意識、身体機能などの違いへの配慮など、男女共同参画の視点を持ったきめ細かな施策の展開が求められます。

また、性的指向や性自認等を理由に困難な状況に置かれることのないよう、性的少数者の人権が尊重され、誰もが性の多様性について正しい理解を深め、お互いを認め合うことのできるよう啓発への取組が非常に重要です。

年齢や障害、性別にかかわらず、あらゆる人が自立して安定した生活を送ることは、男女が等しく社会に参画していくためにも重要なことです。そのため、誰もが安心して暮らせるよう、一人ひとりがいきいきと生活ができる社会の実現に向けて、多様な生き方を認め合い、支援に取り組む環境づくりが必要です。

防災分野における必要な対策・対応については、これまでの過去の災害を踏まえ、国の指針を参考にしながら、防災対策などの計画段階において女性が参画し、男女共同参画の視点を持って、平常時から防災・災害時対策を講じておくことが必要となります。

具体的な施策

①あらゆる人が安心して暮らせる環境づくり

- (ア) ひとり親世帯や多子世帯への子育て支援について、国、県の動向を踏まえながら事業を着実に進めます。
- (イ) 高齢者、子ども、障害者、生活困窮者などの多様な福祉相談に対応できる窓口体制の構築を図ります。
- (ウ) 障害者が社会参画しやすい社会になるよう、共生社会についての広報・啓発を進めます。
- (エ) 医療・介護・予防・生活支援・住まいのサービスが一体化した地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- (オ) 高齢者が健康でいきいきと生活を送ることができるよう、介護予防の取組を推進します。
- (カ) 認知症の高齢者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、認知症サポーターを養

成するとともに、相談・見守り体制を整備します。

- (キ) 地域の困りごとやニーズを話し合う場（協議体）の設置を支援し、日常生活上の支援体制の充実及び高齢者の社会参加の推進を一体的に進めます。
- (ク) 医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進し、医療と介護の両方を必要とする高齢者の暮らしを支援します。
- (ケ) 「周南市消費者見守りネットワーク協議会」による高齢者や障害者等に対する見守り活動を通して、消費トラブルの未然防止・拡大防止に取り組みます。
- (コ) 市民の消費生活等に関するトラブルを未然に防止するため、「消費生活センター」における相談体制の強化や啓発に努めます。
- (サ) 交通安全に関する啓発や広報活動により交通事故防止を図ります。
- (シ) 警察や防犯協議会・地域の防犯ボランティア等と協力しながら、防犯パトロール等の充実を図ります。
- (ス) 暴力団のいない明るい住み良い地域社会の実現を目指し、暴力追放に関する啓発や広報活動を進めます。
- (セ) 高齢者が地域活動に参加できる仕組みづくりや、老人クラブ連合会を中心に会員の増加を図りながら、地域貢献や社会参画できる事業を検討していきます。
- (ソ) だれもが参加しやすく、現代的課題の解決につながる講座を企画し、市民センターだより、チラシなどで周知を図ります。

② 防災分野における男女共同参画の促進

- (ア) 防災アドバイザー制度や出前トーク・研修会などで、市民の防災に関する意識啓発を図ります。
- (イ) 県や関係機関と連携して、市民の適切な避難行動が自発的に行われるための体制づくりを推進し、災害時の「逃げ遅れゼロ」の実現を目指します。
- (ウ) 男女共同参画の視点からの防災、災害対策の必要性などについて、広く市民に広報・啓発を行うとともに、各地域の自主防災組織において、積極的に女性の参画を促進します。
- (エ) 防災会議において、女性委員を登用するなど、女性の意見を市の防災・災害対策に反映します。
- (オ) 避難所での生活に関し、男女双方の人権を尊重しつつ安全・安心を確保した運営が行われるよう対策を講じます。

計画の目標指標

目標指標	単位	平成 30 年度 現状値	令和 6 年度 目標値
認知症サポーター養成者数※累計	人	13,338	19,000
防災会議の8号委員に占める女性の割合	%	33.3	40.0

第5章

計画の推進

- ・ 計画の推進体制の整備
- ・ 関係機関との連携
- ・ 定期的な計画の評価

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制の整備

(1) 周南市男女共同参画推進本部

市長を本部長とする「周南市男女共同参画推進本部」を設置し、主管課だけではなく全庁的な取り組みにより、施策が総合的かつ効果的に推進されるよう、組織強化と機能充実に努め、市のあらゆる施策が男女共同参画の視点に立って実施されるよう推進します。

(2) 周南市男女共同参画審議会

周南市男女共同参画推進条例に基づき、学識経験者や関係団体の代表者等で構成する「周南市男女共同参画審議会」を設置し、基本計画の策定、男女共同参画に関する施策及びその推進等について調査審議するとともに、意見をいただきます。

第2節 関係機関との連携

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・各種団体・市が一体となって取り組むことができるよう連携を強化し、計画内容の周知、各種情報の提供、ネットワークづくりの支援に努めるとともに、市民、事業者、各種団体などの主体的な取組を推進します。

また、男女共同参画にかかわる施策は広範囲かつ多岐にわたっているため、市単独で実施できない施策も多くみられます。そのため、国・県・関係機関との連携に努め、情報の共有化や事業協力を図り、効果的に施策を推進します。

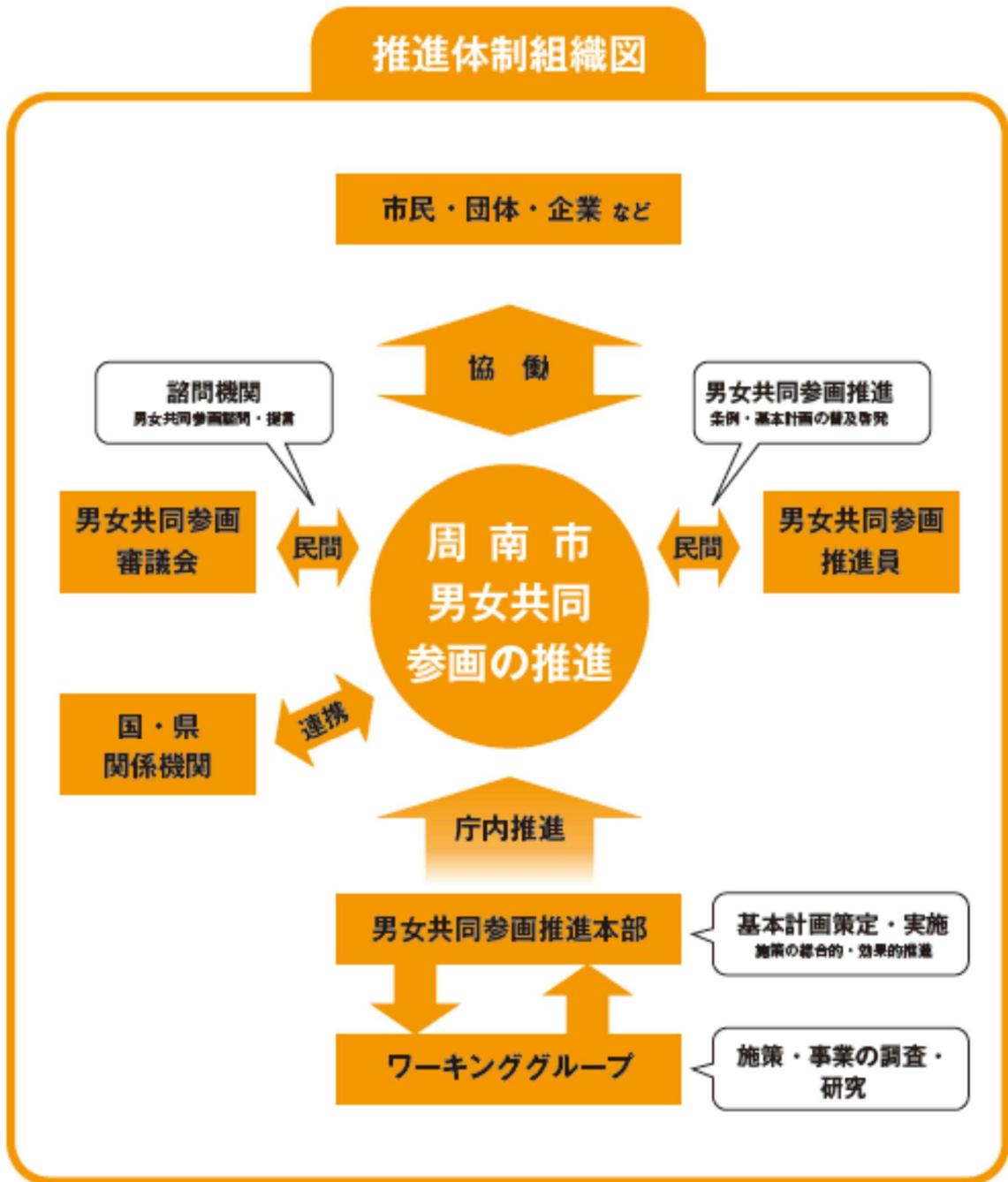
第3節 定期的な計画の評価

本計画に基づく男女共同参画の推進状況と施策の実施状況について、毎年、取組状況や数値目標の達成状況を点検・評価し、報告書にまとめ、結果を審議会に報告します。

また、周南市男女共同参画推進条例の規定に基づき、市民に公表します。

計画の推進体制

本計画は、下記の推進体制に基づき、行政と市民・団体・企業等との協働による推進を図ります。



第2次周南市男女共同参画基本計画(すまいるプラン周南)～後期～の目標指標及び目標指数一覧

目標指標	目標指数		単位	所管課
	平成30年度 現状値	令和6年度 目標値		
基本目標1 男女が共に活躍できる地域社会づくり				
重点項目1 あらゆる分野での政策・方針決定への女性の参画の拡大				
市の各種審議会等における女性の割合	30.9	40.0	%	人権推進課
市の審議会等で女性委員のいる審議会等の割合	81.2	95.0	%	人権推進課
市職員の課長級以上の女性職員の割合	6.8	10.0	%	人事課
市政への市民参画「ぜひ参加したい」「機会があれば参加したい」という女性の割合	23.9	25.0	%	人権推進課
重点項目2 仕事と生活の調和の推進				
病児保育事業実施数	3	4	か所	保育幼稚園課
子育て支援や少子化対策の充実に対する満足度 ※20～30歳代・乳幼児を持つと思われる親世代	47.6	60.0	%	次世代支援課
積極的に育児をしている父親の割合	66.6	70.0	%	健康づくり推進課
重点項目3 働く場における男女共同参画の推進				
市内事業者の「やまぐち男女共同参画推進事業者」認定件数	51	70	件	人権推進課
女性の市内就業者数(雇用保険の被保険者数)	17,272	現状維持	人	商工振興課
家族経営協定数	12	15	件	農林課
農業委員に占める女性の割合	17.6	25.0	%	農業委員会
農地利用最適化推進委員に占める女性の割合	12.5	25.0	%	農業委員会
重点項目4 地域社会における男女共同参画の推進				
自治会長に占める女性の割合	11.5	13.0	%	地域づくり推進課
重点項目5 国際社会における交流と連携の促進				
国際交流事業参加者数 ※姉妹都市派遣事業・国際交流サロン事業等参加者の延べ人数	1,115	1,200	人	観光交流課
基本目標2 男女共同参画社会づくりに向けた意識づくり・人づくり				
重点項目6 男女共同参画の視点での社会制度や慣行の見直し				
男女の地位の平等感(社会全体)	22.8	24.0	%	人権推進課
男女の地位の平等感(固定的な社会通念・習慣・しきたり)	19.9	21.0	%	人権推進課
重点項目7 男女共同参画の視点での教育・学習の推進				
男女共同参画講座、セミナー等への参加者数	1,167	1,900	人	人権推進課
男女の地位の平等感(家庭)	36.2	40.0	%	人権推進課
男女の地位の平等感(教育)	53.1	55.0	%	人権推進課
男女の地位の平等感(職場)	26.6	30.0	%	人権推進課
重点項目8 市民との協働と推進体制の整備充実				
男女共同参画推進員の活動回数	13	15	回	人権推進課
基本目標3 男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり				
重点項目9 あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会の実現				
デートDV防止講座受講者数	393	1,000	人	人権推進課
重点項目10 生涯を通じた健康づくりの推進				
特定健康診査受診率	32.3	60.0	%	健康づくり推進課
妊婦健康診査受診率	100.7	100.0	%	健康づくり推進課
重点項目11 みんなが安心していきいきと暮らせる環境づくり				
認知症サポーター養成数※養成者数累計	13,338	19,000	人	地域福祉課
防災会議の8号委員に占める女性の割合	33.3	40.0	%	防災危機管理課

資料編

- 周南市男女共同参画推進条例
- 用語解説

《周南市男女共同参画推進条例》

平成 16 年周南市条例第 7 号

目次

- 前文
- 第1章 総則(第1条－第8条)
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第9条－第18条)
- 第3章 周南市男女共同参画審議会(第19条－第21条)
- 第4章 雑則(第22条)
- 附則

周南市は、平成 15 年 4 月 21 日に合併により誕生し、これまではぐくまれてきた歴史や文化、伝統を受け継ぎながら、更なる飛躍と発展に向け、市民とともに築く新たなまちづくりを始めました。

こうしたまちづくりを進めていく上では、男女の平等を基礎とし、市民一人一人が人権を尊重しあいながら、性別にかかわらず自らの意思によって個性と能力を十分に発揮するとともに、責任を担い、男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野で参画することが重要です。

しかしながら、現実には、いまだに性別による固定的な役割分担意識をはじめ、男女の自由な活動の選択を妨げる要因も根強く残っており、男女が共に輝き、生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

ここに、周南市は、市民と協働してこうした課題に積極的に取り組むために、この条例を制定します。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画を推進するための基本理念を定め、市、市民、事業者及び公共的団体の責務を明らかにするとともに、市の施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を推進することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味を次のように定めます。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的な改善処置 前号に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいいます。
- (3) 公共的団体 社会教育関係団体、自治会その他の公共的な活動を行う団体をいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の基本理念に基づいて推進します。

- (1) 男女が、一人の人間として尊重され、直接又は間接にかかわらず、性別を理由とする差別的な取扱いを受けずに個人の人権が尊重されること。
- (2) 男女が社会での活動を選択するとき、社会の制度や慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されること。
- (3) 男女が自らの意思で、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野の活動において、対等な立場で共に参画し、性別にかかわらず個人として能力を発揮する機会が平等に確保されること。
- (4) 男女が市、事業者及び公共的団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が平等に確保されること。
- (5) 家族を構成する男女は、互いの意思の尊重と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と、こうした活動以外の活動を両立できるよう協力すること。
- (6) 男女が互いの性について理解するとともに、妊娠、出産等に関して、男女の相互の意思を尊重し、対等に話し合い、男女ともに生涯にわたる健康に配慮されること。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際的視野で取り組むべき課題であることから、国際社会の動向に留意して行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」といいます。）に

のっとり、男女共同参画に関する施策（積極的な改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施するとともに、その他の施策についても男女共同参画の視点に立って実施します。

（市民の責務）

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場で男女の個人としての尊厳を重んじ、性別を理由とする差別的な取扱いを根絶するよう努めるとともに、基本理念にのっとり自ら進んで男女共同参画を推進します。

（事業者及び公共的団体の責務）

第6条 事業者及び公共的団体は、その事業活動において、男女が子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と就業等の活動の両立を支援する環境の整備に努めるとともに、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力し、基本理念にのっとり自ら進んで男女共同参画の推進に努めます。

（セクシュアル・ハラスメント等の禁止）

第7条 何人も、社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせるような性的な言動をいいます。以下同じ。）、男女間における個人の尊厳を侵す暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいいます。）及びこれらを助長するような行為を行ってはなりません。

（公衆に表示する情報の表現への配慮）

第8条 何人も、公衆に表示する情報を発信しようとするときは、性別による差別の表現、セクシュアル・ハラスメントの表現その他の男女共同参画推進の妨げとなる表現を用いないように配慮しなければなりません。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（基本計画）

第9条 市長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、基本的な計画（以下「基本計画」といいます。）を策定します。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めます。

（1） 総合的かつ長期的な展望に立って推進すべき男女共同参画に関する施策の大綱

（2） 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するときは、市民の意見を反映することができるように適切な措置をとるとともに、周南市男女共同参画審議会の意見を聴きます。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表します。

5 前2項の規定は、基本計画の変更についても準用します。

（推進体制の整備）

第10条 市は、男女共同参画に関する施策を積極的かつ総合的に推進するため、周南市男女共同参画推進本部を設置します。

2 市長は、男女共同参画を推進するため、市の施策への協力その他の活動を行う男女共同参画推進員を委嘱することができます。

（委員選出に当たっての配慮）

第11条 市は、委員会や審議会などの委員を委嘱し、又は任命するときは、男女のいずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満にならないように努めます。

（理解を深めるための措置）

第12条 市は、広報活動等を通じて基本理念に関する市民、事業者及び公共的団体の理解を深めるように適切な措置をとります。

（男女共同参画に関する教育及び学習の振興）

第13条 市は、市民があらゆる機会を通じて、男女共同参画に対する関心と理解を深めることができるように、学校教育及び社会教育における男女共同参画に関する教育及び学習の振興に必要な措置をとります。

（情報の収集及び分析）

第14条 市は、男女共同参画に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な情報の収集及び分析を行います。

（自主的な活動の支援）

第15条 市は、市民、事業者及び公共的団体が行う男女共同参画の推進に関する活動について、情報の提供その他の必要な措置をとり、自主的な活動の支援に努めます。

(事業者及び公共的団体の報告)

第 16 条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者及び公共的団体に対し、男女共同参画の推進に関する事項について報告を求めることができます。

(年次公表)

第 17 条 市長は、毎年、男女共同参画に関する推進の状況と施策について公表します。

(苦情又は相談の処理)

第 18 条 市長は、市民、事業者又は公共的団体から次に掲げる申出があったときは、関係行政機関と連携協力して、適切な処理に努めます。

- (1) 市が実施する男女共同参画に関する施策についての苦情、意見等
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、意見等
- (3) 男女共同参画の推進を阻害する問題についての相談等

2 市長は、前項の申出のうち特に必要があると認めるときは、周南市男女共同参画審議会の意見を聴くことができます。

第3章 周南市男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第 19 条 市長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、周南市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

2 審議会は、次に掲げる事務を行います。

- (1) 基本計画に関して、第9条第3項に規定する事項に関すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。
- (3) その他市長が男女共同参画の推進上必要と認める事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 20 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満であってはならないものとします。

(委員及び任期)

第 21 条 委員は、市民のうちから公募により選出された者のほか、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者及び公共的団体が推薦する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

3 委員は、再任されることができます。

第4章 雑 則

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行します。

(周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例（平成 15 年周南市条例第 247 号）の一部を次のように改正する。

別表中

市長	周南市男女共同参画審議会	男女共同参画社会の形成の促進に関する事項について市長の諮問に応じ必要な調査、審議すること。	20 人以内
----	--------------	---	--------

を削る。

《用語解説》

あ行

◆イクボス

男性の従業員や部下の育児参加に理解のある経営者や上司のこと。

◆M字カーブ

女性労働者の年齢階層別の労働力率（15歳以上人口の占める労働力人口の割合）をグラフに表した場合、主に30歳代を谷とし、20歳代と40歳代が山になるM字曲線を描くこと。結婚・出産・育児の期間は仕事をやめて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという働き方を選択する女性が多いことによるものといわれている。

◆エンパワーメント

個人として、そして（あるいは）社会集団として、意思決定過程に参画し、経済力や方針決定力、自己決定力などの自立的な力をつけること。男女共同参画においては、経済力や方針決定力が男性に集中している社会システムから、女性も男性も対等の力を持つシステムに変革することが、女性の地位向上につながるという考え方。

か行

◆家族経営協定

農業や漁業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて、家族の話し合いにより取り決めるもの。

◆キャリアデザイン

自分の経験や技術、ありたい将来像について考慮しながら、自らの能力を活かすための仕事、職務の形成を進めていくこと。

◆固定的な性別役割分担意識

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家事」、「男性は主務的な業務、女性は補助的な業務」等のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。男女間における可能性や選択の幅に差異が生じる恐れがあることから、これを改革するものであり、各家庭が決められた役割分担まで否定するものではない。

さ行

◆ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）と

いう。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

◆ジェンダー・ギャップ指数 (Global Gender Gap Index)

ジェンダー・ギャップ指数はスイスの非営利団体「世界経済フォーラム」が独自に算定した4分野のデータ(注)から構成された男女格差を測る指数で、0が完全不平等、1が完全平等を意味している。日本は、平成30(2018)年の報告では149か国中110位(前回《平成29(2017)年》は144か国中114位)で依然として政治・経済分野の値が低く、教育分野においては高等教育在学率が低い状況である。

注：各分野のデータ

○経済分野：労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率

○教育分野：識字率、初頭・中等・高等教育の各在学率

○保健分野：新生児の男女比率、健康寿命

○政治分野：国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の行政府の長の在任年数

◆女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

昭和54(1979)年に国連総会で我が国を含む130カ国の賛成により採択され、昭和56(1981)年に発効し、我が国は昭和60(1985)年に批准しました。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。

◆ストーカー行為

特定の者に対する好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨感情を充足する目的で、その特定の者や家族に対して行うつきまとい、待ち伏せ等の行為を「つきまとい等」とし、この行為を同一者に対し、繰り返し行うこと。「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の定義

◆性自認

自分の性をどの様に認識しているのか、どのようにアイデンティティ(自己同一性)を自分の感覚として持っているのかを示す概念で、「こころの性」と呼ばれることもある。

◆性的指向

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

た行

◆ダイバーシティ（多様性）

性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会。「企業におけるダイバーシティ」とは、さまざまな違いを尊重して受け入れ、幅広い人材を積極的に生かすことにより、変化し続けるビジネス環境や多様化する顧客ニーズに最も効果的に対応し、企業の優位性を創ること。

◆デートDV

交際中のカップル間に起こるさまざまな暴力のこと。身体への暴力だけでなく、相手を自分の思い通りに支配しようとする態度や行動が複雑に絡み合って深刻な事態を引き起こす場合もある。被害者の多くが若者であり、一般的なDVの特徴に加えて、思春期・青年期の特徴的な心理や性意識・行動が影響している。

◆DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者（事実婚を含む）や交際相手など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことを指す。身体的な暴力だけでなく、精神的、経済的、性的な暴力等も含まれる。「DV(Domestic Violence)」と略して使われ、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」をDV防止法、配偶者からの暴力による被害者はDV被害者、これらへの対策はDV対策などと略した表現が用いられる。

は行

◆ハラスメント

他の人を不快にさせる言動があったり、脅威を感じさせる、不利益を与えるなどを指す。セクシュアル・ハラスメント（性的な言動によるもの）、パワー・ハラスメント（職場などで地位や立場を利用して個人の名誉や尊厳を不当に傷つけるだけでなく、能力発揮を妨げ、生活への深刻な影響を与えるもの）、マタニティ・ハラスメント（妊娠・出産をきっかけに、職場で、精神的・肉体的な嫌からせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や雇い止めや自主退職の許容で、不利益を被ったりするなどの不当な扱い）などがある。

◆北京宣言及び行動綱領

平成7（1995）年の第4回世界女性会議で採択されたもの。行動綱領は下記の12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのための戦略目標と行動を記している。

- ①女性と貧困 ②女性の教育と訓練 ③女性と健康 ④女性に対する暴力 ⑤女性と武力闘争 ⑥女性と経済 ⑦権力及び意思決定における女性 ⑧女性の地位向上のための制度的な仕組み ⑨女性の人権 ⑩女性とメディア ⑪女性と環境 ⑫女兒

◆ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。（男女共同参画社会基本法第2条第2号参照）

ま行

◆メディア・リテラシー

メディアからの情報を無意識に受け取るのではなく、その内容の背景や社会的な課題などについて読み解く力や、あふれる情報を選択し、使いこなす能力のこと。また情報を受け取るだけでなく、情報を想像し、メディアを使って発信する能力も含まれる。

ら行

◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態であることを指す。リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利とされている。

◆労働力率

生産年齢人口（15歳以上）に占める労働力人口（就業者及び完全失業者の合計）の割合。

わ行

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

誰もが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

**第2次周南市男女共同参画基本計画
すまいるプラン周南
～後期～**

令和2（2020）年3月

発行：周南市

編集：周南市環境生活部人権推進課男女共同参画室
〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番
TEL (0834) 22-8205 FAX (0834) 22-8243
E-mail jinken@city.shunan.lg.jp